

## 資料 1. 鳥取県文化財保存活用大綱策定文化財局内検討会の概要

平成 30 年 10 月より、まず県教育委員会事務局文化財課（翌年 7 月より地域づくり推進部文化財局）内に大綱策定検討会を設置し、以下のとおり検討を進めてきた。

第 1 回検討会（平成 30 年 10 月 18 日）
<ul style="list-style-type: none"><li>○国・県における検討過程について</li><li>○県内市町村の動向 歴史文化基本構想、文化財保存活用地域計画策定に向けた各市町村の意向等 策定予定 1 市、策定期未定 9 市町、策定予定なし 9 市町村</li><li>○今後検討する課題について<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥取県として文化財における重点テーマを抽出する →市町村が策定する文化財保存活用地域計画につなげやすくする</li></ul></li><li>○検討体制について<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥取県文化財保護審議会文化遺産活性部会を主とし、各専門部会から選任された委員からなる鳥取県文化財保存活用大綱検討特別部会を設置していく。</li></ul></li></ul>
第 2 回検討会（平成 30 年 11 月 21 日）
<ul style="list-style-type: none"><li>○鳥取県文化財保護審議会文化遺産活性部会（10 月 22 日開催）における主な意見について<ul style="list-style-type: none"><li>・特別部会設置について承認。次回審議会に諮ることとする。</li></ul></li><li>○各文化財における課題と文化財保護の在り方について 各文化財担当が、文化財ごとの重要テーマを抽出し、また課題についても整理</li><li>○県大綱策定の目的・ねらいについて</li></ul>
第 3 回検討会（平成 30 年 12 月 27 日）
<ul style="list-style-type: none"><li>○各文化財における課題と文化財保護の在り方について 重点テーマにおいて、分野を超えて関連する内容・構成する文化財を検討</li><li>○文化財の保存・活用の推進体制 検討する必要がある項目について以下のように整理 県文化財保護部局の在り方、関係省庁・部局等との連携、学校との連携、大学・民間・NPO との連携、総合的なネットワークの構築</li><li>○文化財保護行政の基礎単位である市町村への支援と連携の在り方 検討する必要がある項目について以下のように整理 地域の文化財は地域で守るという基本理念の徹底、市町村担当部局との役割分担、市町村ごと に体制状況が異なることに対する柔軟な対応、市町村間の連携に関する積極的な支援</li></ul>
第 4 回検討会（平成 31 年 1 月 28 日）
<ul style="list-style-type: none"><li>○各分野における適切な活用について 分野別に「教育」「観光」「地域振興」に係わる取組内容とその課題について検討</li></ul>
第 5 回検討会（平成 31 年 2 月 27 日）
<ul style="list-style-type: none"><li>○文化財における防災対策 県内の現状や他県の状況について 大綱に盛り込むべき内容の検討</li></ul>
第 6 回検討会（令和元年 5 月 29 日）
<ul style="list-style-type: none"><li>○大綱の目次について</li><li>○関連文化財群の設定と考え方 第 3 回検討会で出たテーマから 12 テーマを抽出し担当を決定 ⇒担当がストーリーづくりをし、部会に提示する。</li></ul>

第7回検討会（令和元年7月22日）
○大綱第1・3章本文の検討 ○各ストーリーに対し特別部会から出された意見をもとにした修正内容の確認
第8回検討会（令和元年7月29日）
○大綱第1～3章本文の検討
第9回検討会（令和元年8月9日）
○大綱第3～4章本文の検討
第10回検討会（令和元年10月2日）
○大綱第1～5章本文の検討 特別部会（9月20日開催）における委員の意見をもとに検討
第11回検討会（令和元年10月24日）
○大綱第1～5章本文の検討 前回検討会の意見を反映させたものを検討 ○策定に向けたスケジュールについて確認 ・11月末から12月初旬に市町村文化財保護部局、県関係機関との意見交換会に向け、今回の意見を反映させた本文を特別部会に確認してもらい、意見交換会様に提示することとする。
第12回検討会（令和元年12月11日）
○大綱第1～5章本文の検討 県関係機関、市町村文化財保護部局、および文化庁地域文化創生本部の意見を反映させたものを検討

## 資料 2. 大綱に関する市町村、県関係機関等との意見交換の概要

### 1. 県庁内関係各課との意見交換会

開催日時：令和元年 11 月 28 日（木）午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

開催場所：鳥取県議会棟第 12 会議室

概要：大綱本文第 6 章に掲げる県関係各課を一堂に集め、意見交換会を実施した。会は章ごとに内容確認や意見をいただく方法で進行した。以下は各課から出た主な意見である。

第 1 章 鳥取県文化財保存活用大綱の策定について	
新時代創造課	「鳥取県元気づくり総合戦略～響かせよう トットリズム～」の改定の時期に当たるので、内容について相互連携を図りたい。
教育総務課	「鳥取県教育振興基本計画」は第 3 期（5 ヵ年）がスタートしたところ。今後、改訂に合わせて修正していく。教育振興基本計画の 5 つの目標の文言を修正のこと。
文化政策課	「アートピアとっとり行動指針」は平成 31 年に策定。3 本の柱で実施しており、文化財はそれぞれで関わっている。県内・県外の人に知ってもらうことを意識した内容にさせていただくほか、保存・活用について次世代の意識向上につなげる内容にしてほしい。
中山間地域政策課	「地域振興行動指針」を令和元年 10 月に改訂しているので、それを反映してほしい。この中に、建造物の記載もあるので、それも盛り込んでほしい。
住まいまちづくり課	「鳥取県景観計画」は平成 18 年公布、平成 26 年 4 月改訂（P8）。景観行政団体として、鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町が作成済みであり、これについても記載してほしい。なお、三朝町は現在作成中。
危機管理政策課	「鳥取県地域防災計画」の改訂日（平成 31 年 3 月）を記載。「災害予防編（共通）」の中に、災害の被害の軽減について触れてほしい。
第 2 章 鳥取県の概要	
観光戦略課	（4）観光「空路」について記載。現状から次に続くような「未来志向」で記載してほしい。
第 3 章 鳥取県の文化財における現状と課題	
第 4 章 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方	
図書館	資料のデジタル化・公開について、まだ実施できていないが、触れておいたほうが良いのでは。
博物館	博物館等の収蔵庫について、県・市町村ともにいっぱいであり、問題を抱えている。これについても記載してほしい。なお、県立博物館では保存収集方針について今年度中に策定するところ。
販路拡大・輸出促進課	無形文化財：「後継者不足が最大の不安要素であり」の背景には、生活様式の変化によるニーズが減少したこと、個人店舗で営業しているところが多く、情報発信・ブランディングのノウハウが不足しており、若い人に情報がいかない、若い人が食べていくのが難しい等がある。
住まいまちづくり課	建造物：所有者の高齢化に伴い、代替わりしたらどうなるか分からない建造物多い。相続税をどう乗り切るのが課題になっている。個人で守る時代は既に終わっているのではないか。守っていくためのコンサルのような仕組みを考えるべきか。オーバーユースにならない程度に活用（利益を上げる）し、保存していく必要がある。活用について、特に未指定文化財に関して連携できると思う。ただし、活用には建築基準法がネックになっているので、緩和条例について触れるか。
第 5 章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	
新時代創造課	総合戦略の取り組みと方向性について記載してほしい。

教育総務課	「ふるさとキャリア教育」について記載してほしい。
販路拡大・輸出促進課	とっとり遺産（仮）が分かりにくい。制度の対象は準文化財ということだが、「遺産」でイメージされるのは「世界遺産」や「日本遺産」。文化財よりも準文化財の方が格上に見えてしまわないか。
子育て王国課	大綱の見直し、フォローアップの計画について記載はしないのか。
広報課	大綱は文字が多く「読み物」となっており、読むのがつらい。中学生・高校生に読んでもらうための、わかりやすいリーフレット（概要版）がほしい。 SNS を利用した情報発信に触れるべき（若者にはブログ、facebook よりも twitter、instagram が有効）。海外の情報発信をどこまで行うか。
新時代創造課	SDGs の考え方についても記載すべき。
教育総務課	関係機関についての記載が多くて、具体的に何をするのが見えにくい。指定・整備・広報・普及など具体的な記載があってもよいか（文化財についてまとめた冊子の作成、史跡の整備、子どもたちへの出前講座や史跡訪問、県民や観光客への PR など）。学校との連携も記載するほうがよい。
<b>第6章 文化財の保存・活用の実施・推進体制</b>	
図書館	郷土資料の収集・保存を追加してほしい。
交流推進課	交流員を活用してほしい。また国際交流について触れてほしい。
住まいまちづくり課	建築基準法、建物百選（見直しを考えている）、伝統技能継承の支援も追加してほしい。ヘリテージマネージャーの活躍の場が少ないので、登録の調査への支援（助成）など連携していければよい。
技術企画課	「都市計画」を追加してほしい。
<b>第8章 防災・防犯対策</b>	
危機管理政策課	文化庁の指針にもあるように、防災、災害時の対応について記載すべき。災害発生時の対応が書かれていないので、項目だししておいたほうが良い。平時の対応、発生時での対応を書いておくと、市町村の文化財保存活用地域計画に反映させやすい。
住まいまちづくり課	防災施設・設備やその点検についての仕組みはあるのか。機能しているかについての立ち入り検査はしているのか。
博物館	博物館や公文書館との連携について記載すること。

## 2. 市町村文化財保護担当課との意見交換会

開催日時：令和元年12月2日（月）午後1時30分から午後4時まで

開催場所：鳥取県中部総合事務所第25会議室

概要：県内市町村文化財保護担当課を一堂に集め（2町欠席）、意見交換会を実施した。会は章ごとに内容確認や意見をいただく方法で進行した。以下は各課から出た主な意見である。

<b>第3章 鳥取県の文化財における現状と課題</b>	
<b>第4章 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方</b>	
鳥取市	保護法の体系以外の扱い方を示してほしい。例えば、典籍と文書の中間的な位置づけのものとか、民謡、口承伝承など。博物館施設等の文化財の保存・活用の位置づけを記載してほしい。保護部局と活用部局が異なると、オーバーユースとなる可能性があることを記載してほしい。
倉吉市	今までの活用事例について記載したほうが良い。新規指定展、古代祭り（埋文センターでの連携）など踏み込んだ活用目標、事例について記載してほしい。
米子市	市町村間の交流事業、連携について記載してほしい。保存・活用についての内容を膨らまして記入してほしい。

三朝町	中部総合事務所と観光事業で連携することが多いので、県の総合事務所と市町村の役割について記載したほうが良い。
日吉津村	紙ベースでの活用だけでなく、SNS 等についても記載があるとよい。教育との連携、海外への情報発信についてもふれられていない。
第5章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	
北栄町	アニメ・漫画の原画が、美術・芸術分野の新ジャンルとして認められており、その保管方法について問題となっている。こうした背景から、文化財として位置づけることはできないか。
鳥取市	未指定文化財の取り扱いについて、どのようにするのか。リスト化、ランク分けし、順次指定し保護するか、地域の中での大切なものとして位置付けていくか。
第6章 文化財の保存・活用の実施・推進体制	
第7章 市町村等への支援の方針	
倉吉市	建造物、伝建について修理＋耐震＋防火設備等、費用がかかり、所有者の負担が多くなり、ついていけないケースが多い。補助金のかさ上げ等ができるとうい。文化財の管理について、費用の負担が毎年かかる。だんだんと負担が耐えられなくなっている中で、持続的に維持していくにはどうしたらよいか（資金面・体制面）、記載してほしい。
鳥取市	特に建造物については、相続税が高く、支払うことが困難なケースもある。指定文化財について、固定資産税、所得税等への税制優遇措置などの記載があるとありがたい。
倉吉市	伝統工法の技術者の育成（技術の継承）について触れてほしい。倉吉市の場合、左官の技術者が深刻。
鳥取市	伝統産業の育成（文化財修理に必要な材料の供給を県内で賄える体制の推進）を盛り込んでほしい。市町村単独の取り組みは難しく、県に対応を願いたい。
北栄町・境港市・智頭町	文化財について（文化財の特徴・見方、事務手続き等）新任者に対しての研修の場を設けてほしい。専門業者・修理業者の情報の共有化をしてほしい。町の体制について、脆弱なところは、専門職員がおらず、3年で異動することが多い。わからないところは相談してほしいというが、何を質問してよいのかわからないのが現状。
倉吉市	文化財の悉皆調査について、県の支援はないのか。
<民間団体と市町村の連携について>	
米子市	米子の宝 88 選は、当初、米子市が行っていたが、民間団体へ活動の主体が移動。バスツアーを行っており、毎回 30 名程度申し込みがある。民間団体への関わり方については、印刷等のお手伝いをする程度。
三朝町	歴史研究団体が複数あり、持ち回りで幹事を行う。各団体相互に連携したり、町との連携を行ったりしている。
大山町	伝建保存会と連携しているほか、これから鳥取大学、米子高専等と連携していきたい。
第8章 防災・防犯対策	
大山町	未指定文化財を含めた防犯についても記載してほしい。
その他	
北栄町	何のために県民が文化財を知る必要があるのか、それを知った県民の反応の何を期待するのかといった大綱の目的を明示し、県民との関りを記載する必要があるのではないか。

## 資料3. 鳥取県関連計画等

### < I > 鳥取県令和新时代創生戦略（令和2年3月策定）

#### 1. 豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる ～鳥取+ismイズム～

鳥取県には鳥取砂丘をはじめとした山陰海岸ジオパークや、三徳山から大山に至る国立公園など、魅力ある自然を守り継いできた歴史があります。近年では、このような自然を活かしたアクティビティを楽しむ観光客が増加するとともに、本県にゆかりのあるまんが・アニメを活かした地域活性化の取組が各地で大きな成果をあげ、日本人だけでなく外国人にも魅力的な地域となっています。

また、海・山・里の豊かな自然が広がる本県では、二十世紀梨、松葉がにをはじめ鳥取和牛、すいか、砂丘らっきょうやマグロなど素晴らしい食材に恵まれ、ブランド力の向上とともに「食のみやこ鳥取県」の魅力が全国へ伝わり、地域の自信や誇りとなっています。

さらに、この自然を「森のようちえん」など自然保育の場として活用する取組が注目され、県内外へと広がりを見せているほか、本県の美しい星空を保全し地域振興へ活用する動きも始まっています。

このような鳥取県の豊かな自然を地域の魅力として活かすとともに、県民の自信、誇りとして受け継いでいくなど、豊かな自然でのびのびと鳥取らしく生きる取組を推進します。

#### 【取組の方向性】

##### (1) 観光・交流

###### ① 豊かな観光資源を活かした戦略的観光立県

- 鳥取砂丘、山陰海岸ジオパーク、国立公園大山、日本遺産（三徳山・三朝温泉、大山山麓圏域、麒麟のまち圏域）、まんがなど、本県固有の地域資源を活かした着地型メニュー造成や周遊観光ルートづくりに取り組むとともに、エコツアーやアクティビティなどの体験型観光を推進することにより関係人口を増加させます。
- 大山開山1300年を通じて醸成された圏域の盛り上りを継続するとともに、歴史遺産や祭り、自然、食などの優れた観光資源をさらに磨き上げ、四季を通じた大山ブランドのイメージ形成につながるよう支援します。
- 魅力ある温泉と自然・歴史や食との組み合わせ、昔ながらの湯治や情緒ある風情を楽しむまち歩きなど、様々な形で温泉地を楽しむ鳥取ならではの魅力づくりを進めます。

###### ② 外国人が憧れる・訪れる鳥取

- 鳥取の主要な山々をはじめとした緑豊かな自然の魅力を、トレッキングや歴史探訪などエコツアーの魅力と併せて県内外への幅広いPRとともに国際レベルを基準とした環境整備を推進します。

##### (3) エコスタイル

###### ② 海洋・森林等の環境保全と利活用の推進

- 人と生きものの共生する生活空間を形成することを目指し、鳥取で活動する多様な主体が「緑のまちづくり」の重要性を理解し行動している地域を目指します。
- 子どもたちが鳥取の山や海などの自然の恵みの中で“学び、遊びきる”ことを体験し、自然の魅力を満喫できる取組を進めます。

#### 2. 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む ～鳥取+住む～

鳥取県では「子育て王国」として全国に先駆けた子育て支援施策に取り組み、医療や保育環境など全国に誇れる安心して子育てができる環境が整い、人々の絆で子育てを世代を支える取組が進んでいます。

また、学校と地域が連携・協働して子どもを育てる取組が進むとともに、女性や高齢者、障がい者など一人ひとりの活躍の場が拡大し、将来の鳥取を支える多様な人材の育成が進んでいます。

さらに、鳥取県には、高いボランティア活動への参加率や、見守りサービスや活発な支え愛活動の展

開など、人と人、人と地域との結びつきが強い「顔の見えるネットワーク」があります。様々なNPO活動により地域を守る活動、高齢者、障がい者、子どもや子育て世代など支援を必要とする方を地域で支える活動が活発となっています。

このように人々の絆で結ばれた鳥取の強みをさらに伸ばし、住み慣れた地域社会の中で安心して暮らすことのできる地域を創ります。

#### 【取組の方向性】

#### (2) 人財とっとり

##### ②地域を支える人財の育成

- 子どもたちが、鳥取県の豊かな自然、文化、地域で活躍している人や先人の生き方等を通して、鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を養います。

### 3. 幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ ～鳥取+ rhythm リズム～

鳥取県には、都市と中山間地域を結ぶ主要な通勤・生活道路の整備が進んでいることで、県内のどこに居住しても通勤・通学時間が短く、家族との団らん、子育てや余暇活動など、幸せな時間を楽しむことができる職住近接型の環境があります。近年の田舎暮らしの希望が高まっている中で、美しい自然に囲まれ、この職住近接型のスローライフを楽しむことができる環境は、本県で暮らす大きな強みとなり、多くの希望者の移住先として選ばれる地域となっています。

また、新たな企業の進出や県内企業の経営革新の取組が進み、県内の雇用状況は大幅に改善するとともに、高速道路網や港など、今後の地域産業の成長に向けたインフラ基盤の整備も進んでいます。

さらに、空き店舗の改修、道の駅や小さな拠点の整備により、まちに賑わいが戻り、幸せに暮らす環境が整いつつあります。

このように幸せを感じながら鳥取の時を楽しむことができる環境を整え、特に、若年層の転入増へ向けた取組を一層強化していきます。

#### 【取組の方向性】

#### (1) 移住・定住

##### ①「移り住みたい」・「住み続けたい」・「帰りたい」鳥取県

- 三大都市圏を中心とした鳥取県に目が向いていない若い世代をターゲットに、豊かな自然環境をはじめとする”心の贅沢”に裏打ちされた「とっとり暮らし」の魅力を、多様な媒体を活用しながら発信します。

#### (2) 働く場

##### ①次世代産業の成長による県経済の持続的発展と商圈拡大

- 和紙、緋、陶磁器、地酒など鳥取県に古くから伝わる伝統的な産業の事業者に対する支援を行います。

#### (3) まちづくり

##### ②アート・文化による地域づくり

- 文化芸術活動を支える人材の育成や誰もが文化芸術に親しめる環境づくりなどを通し、アートによるまちづくりを進めます。
- まんがや民芸、伝統芸能等の地域の文化資源を守り伝え磨き上げながら、内外に発信することにより、観光等への活用を推進します。
- 青谷上寺地遺跡、妻木晩田遺跡、たたら、鉄道遺産、城跡など文化遺産の魅力を活かした地域の活性化を進めます。
- 誰もが芸術・文化に親しむことのできる拠点づくりの一つとして、県立美術館の整備を着実に進めます。

## <Ⅱ>鳥取県 教育振興基本計画（平成31（2019）年度～2023年度）～未来を拓く教育プラン～

（目指すところ）

- 県民全体の共有財産である文化財は、県の歴史、文化等の正しい理解に欠くことができないものであり、文化財に気軽に接し、楽しめる環境づくりなどを通して、郷土を愛する気持ちを育てていきます。
- 貴重な文化財を確実に保護するとともに、その価値を高め、新しい魅力を創造し、地域文化や地域づくり、地域振興に積極的に活用していきます。

### 【 施策項目 】

- ① 県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする気運の醸成・ 県民が、文化財を身近に感じ、県内の歴史や文化についての理解を深めることができるよう、学校への出前講座や公民館と連携した歴史講座、文化財巡りや現地見学会などにより文化財を知り、接する機会を創出します。
  - ・ 伝統芸能や伝統技術（ものづくり）保持者との交流や体験などにより、県民が県内の伝統文化などを学ぶ機会の充実を図ります。
  - ・ 「とっとり伝統芸能まつり」の開催などにより、活躍の場や、伝統芸能の体験、鑑賞の機会を提供し、次世代に継承します。
  - ・ 海外の祭事に県内高等学校の郷土芸能部を派遣し、伝統芸能等を披露する機会を設けるとともに、伝統芸能を通じた国際交流を推進します。
  - ・ 子どもたちが「郷土とっとり」の歴史や文化を誇りに思い、史跡、まちなみ、郷土芸能、建築物、伝統芸能、民芸等の貴重な財産を大切にする気運、意識の醸成を図ります。
- ② 文化財の保存と活用（再発掘・磨き上げ）の推進
  - ・ 県内文化財の調査研究を進め、学術的な評価を行い、指定等に向けて積極的に取り組みます。
  - ・ 県内の貴重な文化財を災害や犯罪から守るため、所有者や地域住民等の意識啓発を進めるとともに、防災、防犯施設等の整備を促進します。
  - ・ 地域の身近な文化財を訪れる楽しさを伝えるとともに、祭り行事などの身近な無形民俗文化財を地域で伝承していく活動を支援します。
  - ・ 妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとする県内の史跡、名勝等を県民が訪ね、楽しめる環境を整備し、活用を促進します。
  - ・ 青谷上寺地遺跡について、発掘調査や出土人骨のDNA分析の成果などを反映した整備を行い、文化財を生かした観光拠点等として地域の振興に寄与できる史跡公園とすることを目指します。
  - ・ 三徳山の世界遺産登録に向けた学術調査の推進により、登録に向けた取組を支援します。
  - ・ たたらや鉄道遺産などの県内の優れた文化遺産を地域振興や教育活動に活用するため、その魅力の再発掘を行い、より効果的な活用方法を講じるとともに、地域での取組を支援します。
  - ・ 「とっとり弥生の王国」を「考古学」の観点だけでなく、「考現学」という観点から新たな磨き上げを行うことで、考古学ファンだけでなく新たなファン層の開拓を図ります。あわせて、学校教育でも新たな学習教材などを作成することで、歴史だけでなく他の学習領域での活用を目指します。
  - ・ 日本遺産認定に向けた支援と活用に向けた取組を進めていきます。
- ③ 地域の自然、歴史、文化等から学ぶ体験活動、探究的な学習の充実
  - ・ 各教科や総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等において、探究的な学習や自然体験活動、集団宿泊体験等を充実し、子どもたちの豊かな人間性や自己肯定感を育みます。
  - ・ 関係諸国との教育分野における交流により、異文化に対する理解、アイデンティティを培っていくなど、子どもたちが世界に視野を広げる取組を充実します。

- ・ 博物館等が保管する資料に触れる体験や、山陰海岸ジオパーク等のフィールドを活用した実体験を伴う講座など、子どもたちが地域の自然、歴史・民俗、美術への理解を深め、豊かな感性を育む機会を提供します。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
県指定文化財の新規指定件数（計画期間中）	合計 33 件 (H26～29)	合計 15 件
むきばんだ史跡公園来園者数（年間）	32,952 人	40,000 人

【 現状と課題 】

- 文化財は県民全体の共有財産であり、県の歴史、文化等の正しい理解に欠くことができないものです。文化財に、気軽に接し、楽しめる環境づくりなどを通して、郷土を愛する気持ちを育てていくことが大切です。
- 小学校、中学校、義務教育学校では、総合的な学習の時間や社会科、理科の学習、行事等を通して、文化財や自然に触れ、学ぶ機会を確保していますが、更なる充実を図るため、文化財の価値をしっかりと伝えるための指導者育成を含む研修の一層の充実が望まれます。
- 地域固有の伝統行事や民俗芸能などの伝統文化は、少子高齢化や過疎化などにより伝承が困難になっている地域があることから、地域や学校における伝承活動や後継者などの人材育成、用具整備等への支援が必要です。
- 県内には、その魅力や価値に気づかれないまま眠っている文化財や、気づいていても十分に活用しきれていない文化財がまだまだあります。眠っている文化財を掘り起こし、磨き上げを行うことや、新たな観点でより効果的な活用方法を示すことが必要です。特に、未来を担う子どもたちに、地域の文化財について楽しく学び、地域に誇りを持ってもらうように、文化財を教育の中に効果的に取り入れていくことも大切です。
- 妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡については、関係機関や地域との更なる連携強化とともに、両遺跡の一体的な情報発信を継続していくことが求められます。
- 文化財の指定や登録に向けた取組の推進、情報発信と活用方策の検討、指定後も継続的な保護を図るためのフォローアップが必要です。また、全国的に仏像の盗難、建造物への放火、あるいは災害による文化財の毀損といった文化財への犯罪や災害被害が発生しており、その対策が求められています。

## ＜Ⅲ＞アートピアとっとり行動指針～アートが花開く、創造性と活力に満ちた鳥取県を目指して～

(平成 31 年 3 月 14 日公布)

文化芸術を取り巻く状況が大きな転換期を迎え、さらに、本県では平成 30 年(2018 年)10 月に「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」が策定され、県立美術館整備のための準備も進む中、鳥取県が誇る豊かな文化芸術や、地域の歴史・風土、文化財、生活文化などを広く「アート」ととらえ、鳥取県文化芸術振興条例にうたう「心豊かで潤いのある県民生活」「個性豊かで活力ある社会」の実現に向け、『県内あらゆる場所でアートが花開く、創造性と活力に満ちた鳥取県(アートピアとっとり)』を目指す県の取組の方向性を示した『アートピア行動指針(以下「行動指針」という。)]を策定し、県内どこでも誰もがアートに親しむことができる環境づくり、アートによる人づくりやアートを支える人づくり、アートを活用した地域づくりの取組などを、県民の皆様とともに推進していきます。

なお、この行動指針は「文化芸術基本法」第 7 条の 2 で策定が努力義務とされている、「地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(地方文化芸術推進基本計画)」として位置づけ、平成 31 年(2019 年)度から 35 年(2023 年)度までの 5 年を見通して策定

### 3. 指針の目指す姿とその方向性

県民の文化芸術活動に対する期待や、活動団体を取り巻く現状や課題等をふまえ、県民一人ひとりの生活に文化芸術が溶け込み、心豊かで潤いのある生活を送り、地域に活力があふれている『県内あらゆる場所でアートが花開く、創造性と活力に満ちた鳥取県』の実現を目指すため、

I とっとりで「アート」に親しむ ～環境づくり～

II ととりの「アート」が育む・「アート」を育む ～人づくり～

III ととりの「アート」で元気に ～地域づくり～

の 3 つを基本的な方針に据え、施策を展開します。

I とっとりで「アート」に親しむ ～環境づくり～

(2) アートの拠点である文化施設の充実と新たな拠点づくり

地域のアート活動が活発化するためには、美術館、博物館、劇場ホールといった文化施設が重要な役割を果たします。さらに、文化施設には、地域のアート活動の振興を担う役割や、コミュニティのシンボル、多くの人々が集う賑わいを創出する拠点など、様々な役割も期待されています。また、知の拠点である図書館で進んでいる居場所づくりの取組など、社会包摂の推進にも寄与することが期待されています。近年は、より身近なアートの拠点として空き家等の遊休施設の活用も始まってきたことから、古くからのまちなみや史跡公園などの文化財等も含め、様々な施設・場所を県民の多様なニーズに応えるアートの拠点として活用していきます。

【今後の取組の方向性】

◇地域の空き家等の遊休施設や、古くからのまちなみや史跡公園などの文化財等なども含め、様々な場所をアーティスト等創造的人材の創作・発表の場、地域との交流の場として活用する取組を推進します。

II ととりの「アート」が育む・「アート」を育む ～人づくり～

(1) 子どものアート鑑賞・体験機会の充実

アートの鑑賞・体験は、美しさなどへの感性を育み、豊かな人間性や創造性を涵養し、感動や共感などを通して心を耕すものです。次代を担う子どもたちの感性を育み、アート活動に生涯にわたって親しむきっかけづくりとなるよう、学校や福祉施設、文化芸術活動団体、文化施設等と連携して、子どもたちが多様なアートを鑑賞・体験する機会やアート活動に参画していく機会を提供していきます。

#### 【今後の取組の方向性】

- ◇児童・生徒が、身近な地域の歴史遺産（遺跡、まちなみ、建造物など）や民俗（暮らしの道具、まつり、民俗芸能など）を楽しく学び、地域の文化的な豊かさを実感し、ふるさとへの愛着と誇りを高める取組を推進します。
- ◇次世代の人材育成を図るため、指導の場で求められる技術を学ぶための研修会の開催や指導の場を見学する機会の提供等を支援し、指導者の確保・育成を推進します。
- ◇伝統芸能や民芸等について、技能・技術の伝承や活用に結びつける取組を進める担い手の育成等を支援します。

### Ⅲ ととりの「アート」で元気に ～地域づくり～

#### （２）地域の「宝」を活かした活力ある地域づくり

私たちの地域には、固有の歴史と風土の中で育まれてきた地域の伝統文化やまつり、美しい自然、歴史的景観、魅力ある食文化等、暮らしに根づく生活文化があります。また、本県は、国内外で評価の高い写真家、漫画家、映画関係者、民藝運動の重要な一翼を担った実践者、童謡・唱歌の音楽家、自由律俳句の代表的俳人など、様々な分野において輝きを放つアーティストを多数輩出しています。こうした我々の「宝」は、そこに暮らす人々の誇りであり、心のよりどころとなるもので、県民共有の財産です。

地域の身近な「宝」に目を向け、大切に守り伝え磨き上げながら、観光・産業など様々な分野で活用するなど、その魅力を広く発信して世代や国を越えて人をつなぎ、活力ある地域づくりに結びつける取組をさらに進めます。

#### 【今後の取組の方向性】

- ◇地域で守られてきた伝統行事や伝統芸能の魅力を広く発信する「ととり伝統芸能まつり」の開催や保存継承活動への支援等により、地域文化の継承を図りながら、活用の機運を広げる活動を推進します。
- ◇本県のアートの礎を築いた先人の功績やその作品、伝統文化等の魅力に身近な場所で触れることのできる仕組みを作り、県民が地域資源として再認識できるような機会を提供し、継承・発展していく取組につなげます。
- ◇文化財や古くからのまちなみなど、地域に古くから伝わるものを継承するため、その価値や保存の必要性が認識されるための調査、保存整備、地域振興につながるような観光・産業等と連携した利活用を推進します。
- ◇未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域総がかりでその継承に取り組めるよう、文化財の保存・活用に関する総合的な施策となる「文化財保存活用大綱」を策定し、市町村の「文化財保存活用地域計画」策定と国への認定申請を支援します

## <IV> 中山間地域振興行動指針（平成 29 年 4 月、平成 30 年 8 月改訂）

### 4 伝統行事、伝統文化及び文化財等の維持及び継承等

#### （1）目 標

伝統文化等の継承等に関する施策で、中山間地域の歴史と風土の中で育まれた伝統行事、伝統文化、文化財等の維持及び継承を図るとともに、これに係る人材を育成し、元気で個性豊かな地域づくりを推進します。

#### （2）重点的に取り組む施策

情報発信等による伝統文化への関心の向上や人材育成など、様々な手段により地域固有の伝統文化等の維持・継承を図るため、必要な対策・支援を実施します。

＝これまでの取組・現状＝

- ・国・県無形文化財・民俗文化財指定の増加 55 件(H24)→60 件(H29)
- ・県指定民俗文化財のうち 2 件について行事の継続が困難となり休止となっている。
- ・地域で守られてきた伝統芸能の日ごろの活動の発表の場を提供し、継承者育成や意欲向上など活動の活性化を図っている。（毎年 10 団体程度が発表活動を実施。）

＝課 題＝

- ・中山間地域には、歴史と風土の中で育まれた貴重な伝統行事や伝統芸能、文化財等が多数存在するが、伝統文化に対する理解や認識の低下、過疎・高齢化による担い手不足等により、地域の伝統文化を維持・継承することが困難な状況

[施策展開の方向性]

- ・地域の伝統文化等の素晴らしさを広く県内外に情報発信する P R 活動及び誘客の支援
- ・学校教育現場との連携による地域の伝統文化等の継承、次代の担い手の確保
- ・地域固有の貴重な伝統文化等を保存・継承するための取組に対する支援

[主な施策]

#### ・伝統芸能等支援事業

無形民俗芸能等の保存伝承を図るため、後継者育成・用具修繕・公開などの保存伝承活動等を支援する。

#### ・とっとり伝統芸能まつり開催事業

地域で守られてきた伝統ある行事・芸能を次世代に引き継ぐため、日ごろの活動の発表の場を提供し、継承者育成や意欲向上など活動の活性化を図る。

#### ・地域の伝統芸能魅力発見・発信事業

伝統芸能を観光資源として活用する取組を支援する。

## <Ⅴ>鳥取県景観計画（平成26年4月）

### ■1 目的

本計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条及び鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第8条の規定に基づき、本県が行う景観行政の区域、景観形成の基本理念、景観形成の基本方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定め、これらに基づいて実施される景観形成施策や景観形成活動における県、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするものである。

### ■2 良好な景観の形成に関する方針

#### （1）景観形成の基本的な考え方

##### ア 現状認識

本県は、北は日本海に面し、鳥取砂丘や弓浜半島など白砂青松の海岸が続く中、浦富海岸のような急峻な海蝕地形も所々にある。また南の中国山地には、その最高峰の大山を始めとする秀峰が連なり、西から東まで緑にあふれ、コンパクトな県土の全域にわたって、四季の彩り豊かな美しい自然が保たれている。こうした豊かな自然が、特色のある街並み、家並みを有する市街地や農山村集落、平野部に広がる豊かな田園空間や山間地域の手入れされた棚田や人工林など、各地域の歴史や文化、生活に根ざした人為の所産を包み込み、一体となって本県固有の優れた景観を形成している。

##### イ 基本方針

本県の優れた景観は、それに囲まれて暮らす人々に安らぎや潤いを与えて豊かな生活環境をもたらし、そのような郷土への誇りと愛着を育む、県民全体の貴重な共有財産であり、現在の県民すべてが広くその恵沢を享受するとともに、より良い形で将来の県民に継承していくべきものである。

そのためには、現にある良好な景観を保全するとともに、新たに良好な景観を創造していく必要があり、これについては、県、市町村、県民及び事業者が、一体となって適正に推進していかなければならない。

##### （ア）県の責務等

- 市町村と協働して、県民及び事業者が景観形成の必要性についての理解を深めるよう啓発に努めること。
- 市町村と協働して、景観形成活動を担う人材の育成に努めること。
- 地域の特性及び市町村の意向に配慮しつつ、基本的な景観形成施策を総合的に推進すること。
- 市町村が県の景観形成施策との整合性に配慮しつつ、地域の特性に応じた景観形成施策を主体的に推進するよう必要な協力を行うこと。

##### （イ）県民の責務

- 景観形成の必要性についての理解を深めること。
- 地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めること。
- 景観形成施策に協力すること。

##### （ウ）事業者の責務

- 事業活動を行うに当たり、景観形成のために必要な措置を講ずるよう努めること。
- 地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めること。
- 景観形成施策に協力すること。

#### （2）景観形成の施策方針

##### ア 施策を推進する区域

本県では、前述のとおり、全県にわたって豊かな自然があり、これがその中にある市街地や集落、周辺に広がる田園等と分かち難く結び付いて良好な景観を形成していることから、県下全域にわたって景観形成を推進するものとする。

ただし、良好な景観は、地域固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意

向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならないことから、景観形成のための行政施策は、地域及び住民に密着した地方公共団体である市町村が、地域特性に応じてきめ細かく主体的に推進するのを基本とすべきである。

したがって、そのような体制が整っている市町村の区域は、県が景観形成施策を推進する地域から除外して、当該市町村の主体的な施策展開を妨げないようにし、県としては、それ以外の地域において必要とされる基本的な景観形成施策を実施するに止める。

#### イ 施策を重点的に推進する区域

本県は、四季の彩り豊かな美しい自然や、地域の歴史や文化に根ざした街並みなど、景観形成上貴重な資産を数多く保有している。それらを保全し、次代に引き継いでいくため、次のような地域については、景観形成施策を重点的に推進する。

- ① 山地、溪谷、海岸、河川、湖畔等の豊かな自然を有する地域
- ② 歴史的な建造物又は街並み、遺跡、遺構等を有する地域
- ③ 空間的な広がりのある田園景観又は人家と田園・里山が一体の古里的景観を有する地域

良好な景観は豊かな生活環境の基盤である。日常生活で多くの人々が利用し、活動する都市空間や公共空間において良好な景観を創造することは、本県の生活環境を景観面から向上させる上で極めて重要であり、次のような地域についても、景観形成施策を重点的に推進する。

- ① 幹線道路、鉄道、空港、港湾等主要な交通施設とこれに隣接する地域
- ② 都市機能の中核施設が集積している地域

#### ウ 行為規制の実施

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、これらが調和した土地利用がなされるよう、景観形成に支障となる行為を規制していく必要がある。

大型建造物の築造行為や、自然を開発する行為は、景観形成に支障となるおそれのある行為の代表的なものだが、県下ではそれら以外にも、土石の採取、廃棄物の堆積などの行為が景観形成に支障となっている例も少なからずあり、また近年では、派手な夜間照明が夜景をかく乱し、生活環境を損なう事例も発生している。

そこで、これら景観形成に支障となりかねない行為については、事前にあまねく把握して適切な指導監督を行うべく、小規模な行為その他の景観に対する影響が軽微な行為等を除き、すべて事前届出制度の対象とする。

届出に対する勧告や公表、更には処分は、人々の生活や経済活動を過度に抑圧することとならないよう、客観的で明確な基準に基づいて行うとともに、明らかに景観形成や生活環境の保全に支障となるものについては、処分など実効ある措置を講じていく。ただし、そうした措置は、市町村長や鳥取県景観審議会の意見を聴く等、十分な事前手続を経た上で、支障除去のため必要最低限の内容で行うものとする。

#### エ 公共事業における景観形成

国の機関や県、市町村が行う行為については、景観法による事前届出制度の対象外とされており、是正勧告等が行われることはないが、そうした行為が届出対象行為以上に景観形成に支障となる例も少なくない。したがって、当該行為を行う国の機関等から事前届出に代わる通知を受けた場合において、当該通知に係る行為の内容が届出対象行為であれば勧告を行うべきものであるときは、勧告に代えて景観法第16条第6項の規定による協議を求め等必要な措置を講ずるものとする。

国の機関等が行う行為のうち、土木その他の建設事業(公共事業)に係るものは、整備される施設の規模や存続期間、利用者の多さ等から、地域の景観や生活環境に多大な影響を与えることもあり、景観形成において先導的な役割を果たすことが求められる。したがって、当該行為については、上記により届出対象行為と同様の基準に適合させるだけに止まらず、一般の届出対象行為以上に景観形成に配慮したものとする必要がある。

そこで、公共事業に係る行為を、単に景観形成に支障とならないのみならず、良好な景観形成に積極的に貢献するものとするために留意すべき事項を「公共事業景観形成指針」として別に定め、県においてその遵守徹底を図るとともに、国や県下の全市町村に配慮を要請していくものとする。

### ■ 3 景観計画の区域

#### (1) 景観計画区域

県下の景観行政団体でないすべての市町村の区域（海面については、海岸汙線から海側1.5キロメートル以内の範囲）とする。（全体区域図参照）

豊かな自然に恵まれた本県では、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域と周辺の田園、森林、山地、海岸、河川等が一体となって良好な景観を形成しており、県内全域が景観法第8条第1項各号のいずれかに該当する土地であると考えられることから、県内全域（海面については、海岸汙線から海側1.5キロメートル以内の範囲）を景観計画区域とする。

ただし、地域の特性に応じた景観形成施策を主体的に推進する体制が整い、景観行政団体となっている市町村（鳥取市、倉吉市及び米子市）の区域は、県の景観計画区域から除外して、当該市町村が地域の実情に応じてよりきめ細かな施策展開を主体的に推進できるようにする。

#### (2) 景観形成重点区域

景観計画区域のうち、次のいずれかに該当する地域及びその周辺の地域であって、県土の景観形成上特に重要なものについては、より厳しい基準により景観形成を重点的に推進するため、下記ア、イ及びウの3つの景観形成重点区域を設定する。

- ① 山地、溪谷、海岸、河川、湖沼等の豊かな自然を有する地域
- ② 歴史的な建造物又は街並み、遺跡、遺構等を有する地域
- ③ 空間的な広がりのある田園景観又は人家、田園・里山が一体の古里的景観を有する地域
- ④ 幹線道路、鉄道、空港、港湾等主要な交通施設とこれに隣接する地域
- ⑤ 都市機能の中核施設が集積している地域
- ⑥ その他景観形成を重点的に推進する必要があると認められる地域

##### ア 大山景観形成重点区域

中国地方の最高峰である大山とその裾野は、優れた自然景観、歴史的景観を有し、県のシンボルともいえる景観形成上重要な地域であり、平成6年4月15日に鳥取県告示第366号で大山景観形成地域に指定され、良好な景観が維持されている。

本区域を景観特性に基づき以下の4つに区分する。

山上景観保全区域・山麓景観形成区域・田園景観形成区域・沿道景観形成区域

##### イ 沿道海浜景観形成重点区域

県内の主要な幹線道路である国道9号及び国道431号の沿線の一部には、海岸林と一体となった砂浜等の景勝地が連続し、県民のみならず鳥取県を訪れる多くの人々に鳥取県の景観を印象づける重要な地域があり、平成7年8月1日に鳥取県告示第561号で沿道海浜景観形成地域に指定され、良好な景観が維持されている。

本区域を景観特性に基づき以下の2つに区分する。

北条砂丘景観形成区域・弓ヶ浜景観形成区域（海面については、海岸汙線から海側1.5キロメートル以内の範囲）

#### ウ 山陰海岸景観形成重点区域

山陰海岸のうち岩美町における海岸は海蝕崖や海蝕洞等の海蝕地形が発達したりアス式海岸といった優れた自然景観を有し、県民のみならず鳥取県を訪れる多くの人々に鳥取県の景観を印象づける重要な地域である。(海面については、海岸汀線から海側1.5キロメートル以内の範囲)

### ■ 4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 景観法第16条第1項第4号の規定により、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として条例で定める行為

- ① 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為（都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。))を除く。)
- ② 木竹の伐採
- ③ 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。))その他の物件の堆積
- ④ 特定照明（夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。))の外観について行う照明。以下同じ。)

#### ○届出対象行為等

景観法第16条第1項の規定に基づく届出及び同条第5項後段の規定に基づく通知が必要となる行為及び同条第7項の規定に基づきこれらの義務を除外されることとなる行為の種類及び規模を整理すると、当該届出又は通知が必要とされる行為は、別表1となる。

(2) 景観計画区域における制限

#### 景観形成基準

景観計画区域（景観形成重点区域を除く。))における景観形成基準（景観法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準をいう。以下同じ。))は、別表2のとおりである。

(3) 景観形成重点区域における制限

#### ア 大山景観形成重点区域の景観形成基準

大山景観形成重点区域における景観形成基準は、別表3のとおりである。

#### イ 沿道海浜景観形成重点区域の景観形成基準

沿道海浜景観形成重点区域における景観形成基準は、別表4のとおりである。

#### ウ 山陰海岸景観形成重点区域の景観形成基準

山陰海岸景観形成重点区域における景観形成基準は、別表5のとおりである。

### ■ 5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木については、当面指定する予定がないことから、指定の方針は定められないものとする。

### ■ 6 景観法第8条第2項第4号に掲げる事項のうち良好な景観の形成のために必要なもの

(1) 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

屋外広告物は景観の阻害要因となりうるものであることから、その適正な表示、設置を規制誘導することは景観形成上極めて重要である。したがって、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、良好な景観の形成に関する方針と調和が保たれるよう、必要な制限を行うものとする。

(2) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農山村においては、自然の造形を背景として、気候風土に適した形で農林業を営む中で、それぞれの地域に固有の個性ある美しい景観がつけられてきたことから、景観農業振興地域整備計画は、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する観点から策定するものとする。

(3) 上記以外の事項

景観法第8条第2項第4号ロ及びハに掲げる事項については、すべての公共施設について「公共事業景観形成指針」を別に定めるので、「景観重要公共施設」に限って特別な事項を定める必要がないことから、定めないものとする。

同号ホに掲げる事項については、自然公園法（昭和32年法律第161号）の基準以上の基準を定める必要を認めないことから、定めないものとする。

---

<VI>鳥取県自然環境保全基本方針（昭和51年3月31日）

鳥取県自然環境保全条例(昭和49年10月鳥取県条例第41号)第12条第1項の規定に基き、鳥取県自然環境保全基本方針を次のとおり定めたので、同条例同条第4項の規定により公表する。

第1章 自然環境保全の基本的な考え方

第1節 自然環境保全の一般的な考え方

2 現状認識

(1) 自然環境の現状

今日、自然環境の保全は、我が国だけでなく、地球全体で問題となっている。技術の急速な進歩に伴って生産が飛躍的に増大した反面、自然は破壊され、環境の汚染は拡大されてきた。これを大まかにいえば、人間の自然への働きかけが余りにも急速に増大したからである。

さて、自然への働きかけの大まかな指標は、人口密度と単位面積当たり人間がどれだけエネルギーを消費したか、すなわちエネルギー消費密度によって得られる。それによれば、我が国は、他の諸国に比べて相対的に希少な水・国土といった環境制約の中で、高密度の経済社会活動が行われていることが証明され、我が国がいかに自然破壊の危機に立たされているかがよく理解される。

最近“自然破壊を許すな”“自然を取りもどせ”といった運動が盛んに行われているが、世論調査をみても「5・6年前に比べて自然環境が悪くなった」とする人が約半数もあり、このことは、特に大都市の住民にとっては切実な問題となっている。これらの地方では、人口の著しい増加に伴って、農耕地、森林等が宅地、工場、レジャー施設用地等へ転用されている。

また、我が国の自然公園としては、国立公園27箇所、国定公園50箇所、都道府県立自然公園286箇所が指定され、その面積は約500万ヘクタールで、国土の約13.5パーセントを占めているが、これらの自然公園について、最近は過剰利用による破壊に加えて、利用施設の整備による破壊が見られる。

3 今後の方向

(1) 基本的な考え方

これまで、我々は、自然は無限であり、人類はその開発した科学技術によって、自然を征服し、意のままに制御しうるものと考えていた。しかしながら、我々は、完全にはは握できないが、幾つかの指標によって環境の破壊が大規模、かつ、広域となり、その影響が人類に及んできつつあることを知った。

一般に生物は、過密になると外敵、病気などによっていったん減少し、また増殖するという過程を繰り返しながら密度調節作用を行い、他とのバランスを保ってきた。

しかし、人間社会では、このような過程を受け入れることは許されない。我々は、その受け入れられない密度調節作用を何らかの手段で埋め合わせて行かなければ破滅することを認識している。

今まで生産技術に偏向していた投資、環境保全ないしは環境回復のための方向に転換することはもちろんのこと、今後土地の利用に当たっては、自然環境保全との調和を図る必要がある。

## (2) 基本的な方向

環境を保全する方法は、一つは自然の保護と他の一つは公害の防止である。環境の保全は、自然の保護と公害防止が相まって保たれるものであるが、公害防止については他に譲ることにする。

我々が健康で文化的な生活を営むためには、限られた自然の資源をいかに計画的に利用するか、すなわち、開発と保護との調和をどこに求めるかということであるが、これまでは開発による経済的利益のみが追求され、公害とか自然破壊などの予測を欠いていたといえる。したがって、今後の開発計画の策定に当たっては、環境に与える影響を事前に検討し、その事業の実施を制約するなどの体制を確立しなければならない。そのためには、まず保護すべき対象を明確にし、保護する方法を確立することである。対象としては、

### (ア) 日常生活的自然

我々の日常生活に必要な自然であり、緑地・並木道・社叢そう・身近な動物など、情操資源としての自然

### (イ) 国立公園的自然

景観が優れ、余暇活動や保健、休養、教育等の場でもある自然

### (ウ) 環境浄化的自然

田畑・森林の炭酸同化作用、河川・湖沼の自浄作用等のような環境浄化作用に着目した自然

### (エ) 資源的自然

木材などのように、その資源性に着目した自然

### (オ) 国土保全的自然

森林や水田のこう水調節機能等のような、国土保全の見地からみた自然

### (カ) 学術的自然

動物・植物の分布や生態、特色ある地形・地質等学術的研究対象としての自然が考えられる。

我々は、日常これらの自然と無意識に接し、その存在を当然のように受け取っているが、もしこうした自然が破壊され、失われてしまった状態について考えてみれば、いかに限りない恩恵を受けているかを改めて認識させられるであろう。

このため、これらの自然環境は、いまや積極的に保護するための手段が講じられなければならない。保護する方法としては、例えば、次のようなことが考えられるが、同時に行政・財政などの面においてその拡充強化を図るとともに、自然保護教育を徹底させる必要があることも当然である。

(ア) 学術的自然については、厳正に保存すること。

(イ) 国立公園的自然や資源的自然については、保護と併せて適正な利用を図ること。

(ウ) 国土保全的自然や環境浄化的自然については、無秩序な開発を制限して自然環境との調和を図ること。

(エ) 日常生活的自然については、必要に応じて自然を復元し、或は人工的に造成すること。

## 第2節 本県の自然環境

### 2 今後の方向

自然環境を保全するためには、総合的に種々の施策が講じられねばならぬことはもちろんであるが、留意すべき事項を挙げれば次のとおりである。

地形・地質は、一度破壊すれば二度と復元できないものである。これを保護することは、景観・植生などを保護することにもなる。したがって、良好に保全されてきた、限られた地域には道路等の施設は建設しないこととし、既設道路についてはのり面を完全に防護し、下方斜面の安定化を図る等、

地形地質を変更しないための配慮が必要である。

植生については、自然植生は、無機的な環境はもちろん、同じ植物間同士、また、動物などすべてを含めた自然環境とのバランスの上に成立していることからみて、保護のため十分な面積を確保する必要があり、これはまた、災害防止にも役立つものである。特に極盛相を示している自然は環境の変化に対し敏感であるので、格別の配慮をする必要がある。このことは動物についても同様であるが、特に水生のものについては、水量、水温の維持、汚濁の防止などにも留意しなければならない。また、都市の市街地内には、一定以上の広さの緑地帯を置くことも肝要である。これらは日常生活的自然及び環境浄化的自然として役立つのみならず、災害防止上も大きな意味をもつからである。

景観保護上は自然公園はもちろんのこと市街地周辺の緑地を保存するとともに、主要道路沿線の景観を保護することが特に必要である。

また、全県下にわたり社叢、急斜面の保護はもちろん、採砂地や採石地は保安上、景観上支障のない地点に集団的に設けるなどの措置が必要である。

## 第2章 県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定その他これらの地域に係る自然環境の保全に関する基本的な事項

鳥取県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域は「自然環境の保全に関する基本構想」に基づき県土全域を対象として体系的に選定され、適切に保全されなければならないが、それらについての基本的事項はおおむね次のとおりとし、これらの地域を指定し、又はこれらの地域についてその保全施策を講じようとする場合には、農林漁業など地域住民の生業の安定、福祉の向上及び資源の長期的確保等自然的・社会的諸条件を配慮するものとする。

### 第1節 県自然環境保全地域

#### 1 県自然環境保全地域の指定方針

優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域及び植物の自生地、野生動物の生息地等でその自然環境が優れた状態を維持しているものなどで、一定の広がりを持った地域について指定するものとするが、特に次に掲げるものについては、速やかに指定を図るものとする。

- (1) 人の活動による影響を受けやすい弱い自然で破壊されると復元困難な地域
- (2) 自然環境の特徴が特異性、固有性又は希少性を有するもの
- (3) 当該地域の周辺において開発が進んでおり、又は急激に進行するおそれがあるために、その影響を受け、優れた自然状態が損なわれるおそれのあるもの

#### 2 県自然環境保全地域の保全施策

県自然環境保全地域の保全対象である特定の自然環境を維持するため、次のとおり自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

- (1) 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域については特別地区に指定し、その保全を図るものとする。
- (2) 当該特別地区における特定の野生動植物で特に保存する必要があるものの存在する地区については、野生動植物保護地区を指定するものとする。
- (3) 普通地区については、当該地域における自然環境の特質が維持されるよう、適正にその保全を図るものとする。
- (4) 当該地域内において自然環境に損傷が生じた場合には、速やかに復元を図るものとする。
- (5) 当該地域については、適正な管理を図り、必要な保全事業を実施するものとする。

### 第2節 緑地環境保全地域

#### 1 緑地環境保全地域の指定方針

市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域の樹林地、草地、湖沼、河川などの区域で良好な自然環境を形成している区域について指定を図るものとする。

## 2 緑地環境保全地域の保全年針

- (1) 当該地域内において自然環境に損傷が生じた場合には、速やかに復元を図るものとする。
- (2) 当該地域については、適正な管理を図り、必要な保全事業を実施するものとする。

# 第3章 自然環境保全の基本的方策

## 第1節 自然の保護

### 1 自然環境保全地域の指定等

土地利用計画を確立するに当たり、自然を優先的に保護すべき地域を決める必要があるが、その場合、保護の必要度には自ら軽重があるので、保護すべき自然の態様に応じていくつかの段階を設けることが適当である。また、自然保護の重要性にかんがみ、私権が制限されることはやむを得ないことである。

#### (1) 県自然環境保全地域等の指定

第2章で述べたとおり、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定し、その自然環境の保全を図るものとする。

- (2) 第1章で述べたとおり自然公園は自然保護の中心的役割を果たすものである。自然公園は、優れた景観を保護するとともにその適正な利用により、国民の保健、休養、教化に資するために指定されたが、自然保護の見地から指定地域の適否及び公園計画について再検討し、その自然の保護を図るものとする。

### 2 土地の公有化

自然保護の方法として従来とられてきたのは、主として行為の規制を行うことであつたが、これだけでは不十分であり、利権の行使に当たって不公平が生じる等の問題もある。最も確実な方法は、土地を公有化することである。これまでも公有化を行っているが、これを更に強化すべきであり、自然保護上特に重要な地域については、できるだけ早く公有化するよう努めるものとする。

### 3 関連法令との連絡調整の強化

自然保護の基本は1と2で述べたように地域指定と土地の公有化であるが、地域指定だけでは保護の万全を図ることができず、また、土地の公有化にも限度があるので、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、都市計画法、都市緑地保全法、文化財保護法、公有水面埋立法などの関連法令と相まって自然保護の強化を図るものとする。

### 4 自然保護協定の締結

各種開発行為の無秩序な開発を防止し、自然環境保全との調和を図るため、開発事業者との間に自然保護協定の締結を推進するものとする。この協定を結ぶに当たっては、各種開発事業（公共事業を含む）の内容を考慮しながら、実施細目としての基準を設定することが必要である。

## <Ⅶ>鳥取県希少野生動植物保護基本方針（平成14年7月9日）

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例(平成13年鳥取県条例第51号)第3条第1項の規定に基づき、鳥取県希少野生動植物保護基本方針を次のように定めたので、同条第4項の規定により告示する。

### 鳥取県希少野生動植物保護基本方針

#### 第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

鳥取県は、豊かな森に包まれた中国山地の山々、これを源として日本海に注ぐ河川、大小の湖沼及び湿地、変化に富んだ海岸線等多様な自然環境に恵まれている。私たちの祖先は、様々な野生動植物が生息し、又は生育する山、川、海等の自然を活かしながら生業を営み、地域ごとに個性のある生活文化を育んできた。

経済社会の近代化の進展によって私たちの生活は豊かで便利になったが、その一方で人と自然とのかわり方も大きく変化し、これに伴う自然環境の変化により絶滅のおそれのある野生動植物が増加しつつある。

野生動植物は、人間の生存基盤である自然生態系の基本的な構成要素であり、健全な自然環境を保持していく上で欠かすことのできないものである。また、多様な野生動植物の存在は、社会、経済、科学、教育、芸術、レクリエーション等の幅広い分野において様々な価値をもたらしているとともに、地域ごとに多様な生活文化の根源ともなっている。

種の絶滅は、生物の多様性を低下させ、自然生態系のバランスを崩すおそれがあるだけでなく、様々な恩恵等の消失につながる問題でもあり、人為の影響による野生動植物の絶滅の防止に緊急に取り組む必要がある。

そのためには、絶滅のおそれの主な要因である過度の捕獲・採取を抑制し、人間の生活域の拡大等による生息地又は生育地(以下「生息地等」という。)の消滅を防止し、及び生息・生育環境の悪化等の状況を改善することが必要である。

このため、特に保護を図る必要がある希少野生動植物の捕獲、採取等を制限する措置を講ずるとともに、その個体数の維持・回復に必要な繁殖の促進及び生息・生育環境の保全(再生を含む。以下同じ。)を図るための事業を推進する。

また、希少野生動植物が生息し、又は生育する自然生態系の保全が必要な地域において、その生息・生育に支障を及ぼすおそれのある一定の行為を制限する等の措置を講ずる。

希少野生動植物の保護及びその生息し、又は生育する自然生態系の保全に関する施策は、生態学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施する必要があるため、これに必要な調査研究を積極的に推進する。

以上の施策は、県民及び事業者(以下「県民等」という。)の理解及び協力の下に推進することが重要であるため、必要な情報提供及び普及啓発を行うとともに、県民等の参加による施策の展開を図る。なお、これらの施策は、関係者の財産権を尊重し、県民生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整を図りつつ推進するものとする。

#### 第2 特定希少野生動植物の種の指定に関する基本的な事項

特定希少野生動植物の種は、その県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来していると判断される種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)で、次のいずれかに該当するものを選定する。

- (1) 個体数が著しく少ない種、又は著しく減少しつつある種
- (2) 分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつある種
- (3) 分布域が限定され、かつ、その生息地等の生息・生育環境が著しく悪化している種
- (4) 分布域が限定され、かつ、その再生産能力を上回る過度の捕獲・採取が行われている種

### 第3 特定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項

- 1 特定希少野生動植物の個体の捕獲等は、その種の保護の重要性にかんがみ、学術研究又は繁殖の目的その他その種の保護に資する目的で行うものとして許可を受けた場合及び人の生命又は身体の保護、非常災害に対する必要な応急措置としての行為その他のやむを得ない事由がある場合を除き、これを禁止する。
- 2 特定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、その生息・生育の条件を維持する等その種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとする。

### 第4 自然生態系保全地域等の指定に関する基本的な事項

希少野生動植物の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。このような見地から、希少野生動植物の保護のためその生息し、又は生育する自然生態系の保全を図る必要があると認めるときは、自然生態系保全地域を指定する。

なお、個々の自然生態系保全地域の指定に係る希少野生動植物の種の数は、1種又は複数の種とする。

#### 1 自然生態系保全地域の指定方針

##### (1) 自然生態系保全地域として指定する生息地等の選定方針

ア 自然生態系保全地域の選定については、次に掲げる地域を優先するよう努める。

(ア) 保護上の緊急性が高い特定希少野生動植物が生息し、又は生育する地域

(イ) 特定希少野生動植物を含む複数の希少野生動植物が生息し、又は生育する地域

イ アの(ア)又は(イ)に該当する地域が複数存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみてその種の個体が良好に生息し、又は生育している場所等について総合的に検討し、自然生態系保全地域として優先的に指定すべき重要な生息地等を選定する。

##### (2) 自然生態系保全地域の区域の範囲

自然生態系保全地域の区域は、その指定に係る種(以下「指定種」という。)の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息・生育に支障が生じることを防止するために一体的に保全を図るべき区域とする。

なお、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その指定種の生息に重要な区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

##### (3) 自然生態系保全地域の区域の保全に関する指針

自然生態系保全地域の区域の保全に関する指針では、指定種の安定した生息・生育のために確保すべき条件及びその維持のための環境管理の方針等を明らかにする。

#### 2 保護管理地区の指定方針

##### (1) 保護管理地区の区域の範囲

保護管理地区は、自然生態系保全地域の中で、保護管理地区の指定に係る特定希少野生動植物(以下「地区指定種」という。)の生息・生育にとって特に重要な営巣地、産卵地、重要な採餌地等の区域を指定する。

##### (2) 保護管理地区の区域の保全に関する指針

保護管理地区の区域の保全に関する指針では、地区指定種の安定した生息・生育のために確保すべき条件及びその維持のための環境管理の方針等を明らかにする。なお、保護管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指針で定めるものの基本的な考え方は、次のとおりである。

ア 保護管理地区の区域内において木竹の伐採ができる指針で定める方法及び限度については、地区指定種の生息・生育に支障のない伐採の方法及び限度を定める。

イ 保護管理地区の区域内においてその捕獲等をしてはならない特定希少野生動植物の生息・生

育に必要なものとして指針で定める野生動植物の個体その他の物については、食草等地区指定種の個体の生息・生育にとって特に必要な野生動植物の個体その他の物を定める。

ウ 湖沼又は湿原でこれら又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水等を排水設備を設けて排出してはならないものとして指針で定めるものについては、新たな汚水等の流入により、地区指定種の個体の生息・生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を定める。

エ 道路、広場等以外の区域で、車馬等の使用等を行ってはならないものとして指針で定めるものについては、車馬等の使用等により、地区指定種の個体が損傷を受ける等現にその生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を定める。

オ イに規定する野生動植物の個体その他の物以外の野生動植物の個体その他の物で捕獲等をしてはならないものとして指針で定めるものについては、地区指定種の生息・生育に必要な野生動植物の個体その他の物を定める。

カ 保護管理地区の区域内においてその個体等を放つ等してはならない特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして指針で定める動植物の種については、現に地区指定種の個体を捕食し、えさ及び生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは地区指定種との交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を定める。

キ 保護管理地区の区域内において散布してはならない特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして指針で定める物質については、現に地区指定種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を定める。

ク 特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして保護管理地区の区域内において特定希少野生動植物の個体を観察する際に禁止される指針で定める方法については、生息・生育環境のかく乱、繁殖・育すう行動の妨害等現に地区指定種の個体の生息・生育に支障を及ぼしている観察方法又はそのおそれがある観察方法を定める。

ケ オに規定する野生動植物の個体その他の物以外の野生動植物の個体その他の物の捕獲等の行為等を行ってはならない指針で定める区域については、これらの行為により、現に地区指定種の個体の生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を定め、その区域ごとに指針で定める期間については、これらの行為による地区指定種の個体の生息・生育への影響を防止するために繁殖期間等の必要最小限の期間を定める。

### (3) 立入制限地区の指定方針

ア 立入制限地区については、保護管理地区の区域のうち、地区指定種の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。

イ 立入制限期間は、地区指定種の個体の繁殖期間等を考慮した必要最小限の期間とする。

## <Ⅷ>鳥取県観光振興指針「ようこそようこそ鳥取県運動取組指針」(平成31年3月)

### 第2章 ようこそようこそ鳥取県運動取組指針の基本的な考え方

#### 1 指針策定の趣旨

◇ようこそようこそ鳥取県観光振興条例(以下「条例」という。)第9条に基づき、観光の振興を図り、活力に満ちた地域社会を形成していく取組を県民運動として推進していくため、策定したものです。

◇観光振興の取組は、地域における創意工夫に基づいて主体的に行われることが基本です。

◇この取組指針は、県民一人ひとりが、本県観光の担い手であるとの認識のもと、本県観光についての理解を深め、地域における主体的な取組を促進するとともに、県全体での連携を促進し、鳥取県全体で総合的な力を発揮していくため、観光振興に向けた取組の方向性を提示するものです。

#### 2 基本目標 「観光振興を通じた、活力ある地域社会の形成」

◇観光は、旅行業、宿泊業、飲食業、土産物販売などの小売業の他、農林水産業や製造業など、様々な産業への経済効果を及ぼすだけでなく、新たな産業を生み出す可能性を含む裾野の広い総合産業であり、雇用の創出など地域活性化に向けた大きな可能性を持っています。

◇観光の振興は、地域産業の発展のみならず、交流の活性化を通じ、文化の向上やひとづくりにも寄与するものであり、県民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力に満ちた地域社会の形成を推進する上でも、非常に重要なものです。

#### 3 計画期間 平成31年度～34年度(4年間)

### 第3章 ようこそようこそ鳥取県運動取組指針の具体的内容

#### 1 日本最大級の海岸砂丘「鳥取砂丘」を活用した観光地・鳥取の発信

「鳥取砂丘」は、日本最大級の海岸砂丘で、本県を代表する一大観光地です。

平成25年に、本県が行った鳥取県に対するイメージ調査において、鳥取県と聞いて連想するものは前回調査に引き続き、「鳥取砂丘」が圧倒的に多く、実に7割を超えます。こうした、「鳥取砂丘」と鳥取のイメージの密接な結びつきを活かして、機会を捉えて重点的かつ継続的に「鳥取砂丘」を発信することで、「鳥取砂丘といえば鳥取県」「鳥取県といえば鳥取砂丘」という明確なイメージを形成し、鳥取県の認知度を高めていきます。

また、平成24年4月に鳥取砂丘の一角にオープンした砂の美術館は、鳥取砂丘観光の魅力と集客力を高めています。引き続き、「鳥取砂丘」を観光拠点として強化し、観光付加価値を高めていきます。あわせて平成30年10月に、鳥取砂丘の自然科学的な魅力の解説や観光案内も行う鳥取砂丘ビジターセンターがオープンし、鳥取砂丘を訪れた方々に砂丘の魅力をより深く理解していただけるようになりました。こうした核となる施設を中心に、「鳥取砂丘」を牽引役として県内各地へ観光客を誘い、県全体の観光振興につなげていきます。

##### ①鳥取砂丘を中心とした情報発信の強化

「鳥取砂丘」と鳥取県のイメージの密接な結びつきを活かして、朝夕で異なる表情を見せる雄大な鳥取砂丘の景観、鳥取砂丘で楽しめるアクティビティ、鳥取砂丘の一角に建つ世界初の全天候型砂像展示施設「砂の美術館」や、鳥取砂丘ビジターセンターなどを介して鳥取砂丘の多彩な魅力を、機会を捉えて重点的かつ継続的に情報発信することで、鳥取県の認知度を高めていきます。

##### ②山陰海岸ジオパークの活用と認知度向上の取組

「鳥取砂丘」は、鳥取県、兵庫県、京都府の3府県にまたがる広大な山陰海岸ジオパーク※を構成する、代表的なジオサイトの一つです。平成26年9月に、世界ジオパークとして再認定された山陰海岸ジオパークは、日本列島がアジア大陸の一部であった頃から現在までの、多様な地形や地質が存在しており、多彩な自然を背景にした人々の文化や歴史があります。

こうした山陰海岸ジオパークの認知度向上と活用の取組を継続して実施していきます。

※ジオパークは、特別に貴重な地形地質遺産で自然公園のひとつ。山陰海岸ジオパークは、ユネスコが支援する世界ジオパークネットワーク（GPN）に加盟する世界ジオパークに認定されています。

### ③鳥取砂丘の観光拠点化の取組

ターミナル施設から本県を代表する一大観光地「鳥取砂丘」へのアクセス整備や、「鳥取砂丘」を一拠点として県内各地の観光地に観光客を誘うツアーバスの整備のほか、「鳥取砂丘」での滞在時間延長につながる新たな体験メニューの造成などにより、鳥取砂丘を観光拠点として強化し、付加価値を高める取組を支援します。

## 2 歴史が息づく霊峰、スポーツリゾート大山のブランドイメージ形成

面積では日本で5番目に大きい汽水湖「中海」を共有する鳥取県西部と島根県東部とは、古くから地理的・歴史的に深いつながりがあり、豊かな自然と歴史・文化を背景に山陰の中核的な都市圏、広域観光圏として発展してきました。平成24年には、かつての中海市長会が発展的に改組された「中海・宍道湖・大山圏域市長会※」が、「中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン」を策定し、観光振興を柱のひとつに据え、圏域の総合的・一体的な発展の推進を図ってきましたが、平成30年に開催した伯耆国「大山開山1300年祭」を契機に、圏域の観光振興に特化した事業を担ってきた「大山山麓観光推進協議会」を母体に西部エリアの新たな観光連携組織の形成が進みました。

こうした、県境を越えた強い連携と広域観光の実績を背景に、国際空港である米子鬼太郎空港とクルーズ客船も数多く寄港する境港を擁するゲートウェイ（玄関口）としてもポテンシャルの高いエリアの力を一層強化し、秀峰「大山（だいせん）」、雄大な「日本海」をはじめとする自然景観が広がり、マリンスポーツやサイクリング、トレッキング、トライアスロンなどのスポーツツーリズムも盛んなこのエリアの一層のブランドイメージを形成し、県境にとられない広域観光の推進を図ります。

※米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市の5市で構成し、オブザーバーとして、大山圏域7町村（南部町・伯耆町・日吉津村・大山町・日南町・日野町・江府町）が参加する。平成7年2月に発足した「中海圏域4市連絡協議会」が年をおいて改組した組織で、圏域の総合的・一体的な発展を推進している。

### ①歴史が息づく霊峰「大山開山1300年」の発信

中国地方随一の秀峰大山は、山岳仏教の一大聖地として篤く信仰され古来より神在ります山として崇められてきました。平安に栄えた修験の山は、大山寺、大神山神社奥宮、日本一の長さと言われる自然石を敷き詰めた約700mに及ぶ参道など、時代を越えて今なお当時の興隆を偲ぶことのできる歴史遺産に恵まれています。2018年に開山1300年を迎え、地域との連携のもと様々なイベントなどを開催し、地域の活力づくりが進みました。こうした歴史遺産や祭りを観光資源として磨き上げ、新たなツーリズムとして商品化するほか、霊峰大山の情報発信が大きいうねりとしてブランドイメージ形成につながるよう支援していきます。

### ②大山を拠点としたスポーツツーリズムの推進

広大なブナ林を背景に、野鳥や草花の群落など、手つかずの自然が残る大山は、登山はもちろん、森林浴や自然観察スポットとしても人気が高く、四季を通じて、トレッキング、スキー、サイクリング、ダウンヒルなどを楽しむスポーツリゾートの拠点でもあります。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を控え、スポーツを楽しむ機運が高まる中、引き続き、この地で地域が育んできた特色あるスポーツ大会などの開催支援を通じ、「スポーツリゾート大山」を発信していきます。

スポーツ愛好者はもちろん、子どもと一緒に楽しむ「スポーツやアウトドア活動」を旅行の楽しみの一つにしているファミリー層にチャレンジいただける新たな体験メニューの開発に努めるほか、かつて憧れの山として大山登山等を経験したシニア層にも、安心安全なスポーツツーリズムを楽しんでいただける環境づくりに努めます。

なかでも、新たな旅のスタイル「ジャパンエコトラック ※」の取組として、本県ルート（境港～皆生～大山）が全国第1号認定を受けたことから、国内外からの誘客並びに観光客の安心・快適な走行環境の確保を図るための環境づくりを進めます。

また、2018年（平成30年度）に開催された伯耆国「大山開山1300年祭」で形成された大山の新たな観光資源や地域の魅力を国内外に発信します。

※ジャパンエコトラック推進協議会が認定を行うルートを指し、自転車・トレッキング・カヌーといったアウトドアスポーツを活かした自然を満喫する新しい旅のスタイルを創出し、日本各地のルート（トラック）の情報や周辺地域の魅力を“統一された見やすい形”（ガイドブック、案内標示等）で発信し、国内外からの多くの観光客の来訪を促す。

---

## <区>鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第12部 文教対策計画「第1章 文化財災害対策」

### 第1章 文化財災害対策

（県総務部、県教育委員会）

#### 第1節 目的

この計画は、文化財や歴史的に価値がある公文書等を各種災害から保護することを目的とする。

#### 第2節 現況

文化財の指定又は選定については、国においては文化財保護法によって文部科学大臣が、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・文化財の保存技術の7部門に大別し、それぞれの部門ごとに重要なものを指定又は選定している。また近年、文化財を活用しながら保存する登録有形文化財の制度が普及しており、建造物の登録数が飛躍的に増えている。県においては、鳥取県文化財保護条例によって県教育委員会が国と同じ7部門ごとに国の指定・選定に準ずるものを指定し、又は選定することになっている。市町村においては、それぞれの条例に基づき指定している。なお、県下における指定文化財の現状は、資料編のとおりである。

また、歴史的に価値がある公文書等については、県公文書館や博物館、図書館等で収集・保管に努めているところであるが、県や市町村が把握していない個人が所有している文書等も相当数あるものと思われる。

#### 第3節 文化財の保護管理

##### 1 保護・管理等の責任

指定又は選定された文化財の保護・管理等については、国・県とも当該文化財の所有者・管理者等の責任において行うことになっている。

##### 2 保護・管理等の指導

(1) 国の指定又は選定に係るものについては文化庁長官が、県の指定又は選定に係るものについては県教育委員会が、保護・管理等について必要な命令・勧告・指示・助言をすることができることになっている。

(2) 所有者・管理者等が、文化財の保護・管理等に多額の経費を要し、その負担に堪えない場合には、その経費について補助する制度が設けられている。

#### 第4節 災害予防対策

##### 1 対象物

防災上留意している文化財の種別は、有形文化財（建造物、美術工芸に属する彫刻（主として仏像）・絵画・古文書、考古資料等）、有形民俗文化財、伝統的建造物群及び登録有形文化財（建造物）であり、これらの文化財のうち水利の不便な場所にあるものも多い。

## 2 対策

### (1) 施設整備

ア 建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備・避雷針・貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備をを所在する自治体等に求めていく。

イ 彫刻・絵画など美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策と考えられるので、適宜指導、補助を行う方針である。

ウ 必要に応じて、水損の少ない消火設備の整備を図ると共に、耐震化の措置を図る。

### (2) 火災予防体制の指導

第4部第4章「消防活動体制の整備」を参照すること。

## 3 その他の留意点

災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、その歴史的な価値等に応じて可能な限り修復等を行い保存する必要があるので、安易に破棄することがないように平時から周知を図るものとする。

また、これらの有形文化財等が浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

## 第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

### 1 市町村の保有する文化財、公文書等の災害予防体制の整備

## 資料 4. 鳥取県文化財関係条例等

### < I > 鳥取県文化財保護条例 (昭和 34 年 12 月 25 日、鳥取県条例第 50 号)

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 182 条第 2 項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県の区域内に存するものうち、県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例で「文化財」とは、法第 2 条第 1 項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群をいう。

##### (財産権の尊重及び他の公益との調整)

第 3 条 知事は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

#### 第 2 章 県指定保護文化財

##### (指定)

第 4 条 知事は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、知事は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、知事は、当該県指定保護文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

##### (解除)

第 5 条 県指定保護文化財が県指定保護文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、知事は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除については、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

3 県指定保護文化財について法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定があったときは、当該県指定保護文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合には、知事は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第 2 項において準用する前条第 3 項の規定による県指定保護文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は指定書を 20 日以内に知事に返付しなければならない。

##### (管理方法の指示)

第 6 条 知事は、県指定保護文化財の管理に関し、その所有者に対し必要な指示をすることができる。

##### (所有者の管理義務及び管理責任者)

第 7 条 県指定保護文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び知事の指示に従い、県指定保護文化財を管理しなければならない。

2 県指定保護文化財の所有者は、当該県指定保護文化財の適切な管理のため必要があるときは、専ら自己に代わり当該県指定保護文化財の管理の責任を負うべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第1項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第8条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、指定書を添えて20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

2 県指定保護文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、20日以内に知事に届け出なければならない。この場合には、前条第3項の規定は、適用しない。

3 県指定保護文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（滅失又は毀損等）

第9条 県指定保護文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、その事実を知った日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（所在の変更）

第10条 県指定保護文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、変更しようとする日の20日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則の定める場合には届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

（管理又は修理の補助）

第11条 県指定保護文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、知事は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する県指定保護文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理又は修理に関する勧告）

第12条 県指定保護文化財の管理が適当でないため当該県指定保護文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、知事は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定保護文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、知事は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用については、県は、所有者又は管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（有償譲渡の場合の納付金）

第13条 県が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第11条第1項及び前条第3項の規定により補助金を交付した県指定保護文化財のその当時における所有者又は相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後当該県指定保護文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該修理等が行われた後当該県指定保護文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を、補助に係る修理等を施した県指定保護文化財につき知事が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、さらに当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定保護文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助に係る修理等が行われた後、当該県指定保護文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

（現状変更等の制限）

第14条 県指定保護文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 知事は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、知事は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件に付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

（修理の届出等）

第15条 県指定保護文化財を修理しようとするときは、所有者は、修理に着手しようとする日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行うときは、この限りでない。

2 県指定保護文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

（公開）

第16条 知事は、県指定保護文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、知事の行う公開の用に供するため当該県指定保護文化財を出品することを勧告することができる。

2 知事は、県が管理又は修理につき、補助金を交付した県指定保護文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、知事が行う公開の用に供するため当該県指定保護文化財を出品することを命ずることができる。

3 前2項の規定による出品のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とする。

4 県は、第1項又は第2項の規定により出品した所有者に対し、予算の範囲内で給与金を支給することができる。

5 知事は、第1項又は第2項の規定により県指定保護文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定保護文化財の管理の責任を負うべき者を定めなければならない。

6 第1項又は第2項の規定により出品したことに起因して当該県指定保護文化財が滅失し、又は毀損したときは、県は、その県指定保護文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、県指定保護文化財が所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損したときは、この限りでない。

（調査）

第17条 知事は、必要があると認めるときは、県指定保護文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定保護文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第 18 条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定保護文化財に関しこの条例に基づいてする知事の勧告又は命令、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定保護文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

### 第 3 章 県指定無形文化財

(指定等)

第 19 条 知事は、無形文化財（法第 71 条第 1 項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

4 知事は、第 1 項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第 3 項の規定を準用する。

(解除)

第 20 条 県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、知事は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、知事は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第 1 項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 県指定無形文化財について法第 71 条第 1 項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該県指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、知事は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第 21 条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他規則の定める事由が生じたときは、保持者又はその相続人は、その事由の生じた日（保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知った日）から 20 日以内にその旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散したときにあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

(保存)

第 22 条 知事は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財につ

いて、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(公開)

第 23 条 知事は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 知事は、県が補助金を交付した県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を命ずることができる。

3 前 2 項の場合には、第 16 条第 3 項を、前 2 項の規定により県指定無形文化財の記録を公開したことに起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又は毀損した場合には、同条第 6 項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第 24 条 知事は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

#### 第 4 章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財

(指定)

第 25 条 知事は、有形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 第 1 項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(解除)

第 26 条 知事は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第 5 条第 2 項及び第 5 項の規定を準用する。

3 第 1 項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

4 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第 78 条第 1 項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第 5 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

6 第 4 項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、知事は、その旨を告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第 27 条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の 30 日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る現状変更

又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第 28 条 第 6 条から第 13 条まで及び第 16 条から第 18 条までの規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存)

第 28 条の 2 知事は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第 28 条の 3 知事は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 知事は、県が補助金を交付した県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を命ずることができる。

3 前 2 項の場合には、第 23 条第 3 項の規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第 28 条の 4 知事は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第 29 条 知事は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

## 第 5 章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第 30 条 知事は、記念物（法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(解除)

第 31 条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、知事は、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第 109 条第 1 項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第 1 項の規定による指定の解除には、第 5 条第 2 項の規定を、前項の場合には、同条第 4 項の規定を準用する。

(管理団体による管理)

第 31 条の 2 知事は、県指定史跡名勝天然記念物の保存につき必要があると認めるときは、適当な市町村その他の法人を管理団体として指定し、当該管理団体に県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。

第31条の3 知事は、県指定史跡名勝天然記念物の保存につき前条第1項の管理団体（以下「管理団体」という。）の指定の必要がなくなったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、第5条第2項の規定を準用する。

（標識等の設置）

第32条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者又は管理団体は、規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

（土地の所在等の異動の届出）

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の指定の地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第35条において準用する第7条第2項の規定により管理責任者が選任され、又は第31条の2第1項の規定により管理団体が指定されているときは、その者）は、30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第34条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

（準用規定）

第35条 第6条、第7条（同条第2項から第4項までの規定については、管理団体が指定されているときを除く。）、第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条、第17条及び第18条第1項の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

## 第5章の2 県選定文化的景観

（選定）

第35条の2 知事は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観（法第134条第1項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。）であつて、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第3項	権原に基づく占有者	権原に基づく占有者並びに第35条の2第1項に規定する申出を行った市町村
--------	-----------	-------------------------------------

（解除）

第35条の3 知事は、県選定文化的景観が県選定文化的景観としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 県選定文化的景観について法第 134 条第 1 項の規定による重要文化的景観の選定があったときは、当該県選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。

3 第 1 項の規定による選定の解除には、第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定を、前項の場合には、第 5 条第 4 項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 4 条第 3 項及び 第 5 条第 4 項	権原に基づく占有者	権原に基づく占有者並びに第 35 条の 2 第 1 項に規定する申出を行った市町村
----------------------------	-----------	---

(滅失又は毀損)

第 35 条の 4 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、その事実を知った日から 10 日以内にその旨を知事に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告)

第 35 条の 5 管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、知事は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第 35 条の 2 第 1 項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。

3 第 1 項の規定による勧告に基づいてする措置のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第 11 条第 3 項及び第 13 条の規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第 35 条の 6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、知事は、第 1 項の届出に係る県選定文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(管理等に関する補助)

第 35 条の 7 県は、県選定文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧につき市町村が行う措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(準用規定)

第 35 条の 8 第 6 条から第 8 条まで、第 17 条及び第 18 条第 1 項の規定は、県選定文化的景観について準用する。

## 第 6 章 県選定伝統的建造物群保存地区

(選定)

第 36 条 知事は、市町村の申出に基づき、法第 142 条に規定する伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部（法第 144 条第 1 項の規定により重要伝統的建造物群保存地区として選定されたものを除く。）で県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定伝統的建造物群保存地区（以下「県選定伝

統的建造物群保存地区」という。)として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。  
(解除)

第 37 条 知事は、県選定伝統的建造物群保存地区が県選定伝統的建造物群保存地区としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 前項の規定による選定の解除には、前条第 2 項の規定を準用する。  
(管理等に関する補助)

第 38 条 県は、県選定伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧につき市町村が行う措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

## 第 7 章 県選定保存技術

(選定等)

第 39 条 知事は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能（法第 147 条第 1 項の規定により選定保存技術として選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを、鳥取県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 知事は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 1 の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第 1 項の規定による選定及び前 2 項の規定による認定には、第 19 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

(解除)

第 40 条 知事は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 知事は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第 1 項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第 20 条第 3 項の規定を準用する。

4 県選定保存技術について法第 147 条第 1 項の規定による選定保存技術の選定があったときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第 20 条第 5 項の規定を準用する。

6 前条第 2 項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその全てが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の全てが死亡かつ保存団体の全てが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第 41 条 保持者及び保存団体には、第 21 条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(保存)

第 42 条 知事は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、

県は保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。  
(保存に関する指導又は助言)

第 43 条 知事は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

## 第 8 章 雑則

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第 44 条 知事は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項において準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(規則への委任)

第 45 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 9 章 罰則

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 県指定保護文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者

(2) 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者

第 47 条 第 14 条又は第 34 条の規定に違反して、知事の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定保護文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は知事の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 48 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前 2 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に専門委員の職にある者は、その任期中は、なお従前の例により在職するものとする。

3 改正前の鳥取県文化財保護条例の規定によってした手続その他の行為は、これを改正後の鳥取県文化財保護条例中の相当する規定によってした手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和 49 年条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年条例第 40 号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和 51 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 鳥取県指定保護文化財の保存に影響を及ぼす行為でこの条例の施行の際現に着手しているものについては、改正後の鳥取県文化財保護条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項の規定は、適用しない。この場合において、当該行為に着手している者は、この条例の施行後遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県文化財保護条例（以下「改正前の条例」という。）第19条第1項の規定により指定されている鳥取県指定無形文化財は、改正後の条例第25条第1項の規定により指定された鳥取県指定無形民俗文化財とみなす。この場合において、改正前の条例第19条第2項の規定によってした保持者の認定は、解除されたものとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第25条第1項の規定により指定されている鳥取県指定民俗資料は、改正後の条例第25条第1項の規定により指定された鳥取県指定有形民俗文化財とみなす。この場合において、改正前の条例第25条第2項において準用する改正前の条例第4条第4項の規定により交付された鳥取県指定民俗資料の指定書は、改正後の条例第25条第2項において準用する改正後の条例第4条第5項の規定により交付された鳥取県指定有形民俗文化財の指定書とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に鳥取県指定有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為に着手している者は、この条例の施行後遅滞なく、教育委員会にその旨の届出をしなければならない。

附 則（平成17年条例第4号）

この条例は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成16年法律第61号）の施行の日から施行する。

附 則（平成18年条例第38号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第10号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項第3号に掲げる文化財の保護に関する事務（以下「移管事務」という。）について鳥取県教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に移管事務に関して鳥取県教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日までに処分その他の行為がなされていないものについては、知事に対して申請その他の行為が行われたものとみなして、知事が処分その他の行為を行う。

（罰則に関する経過措置）

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
-

## ＜Ⅱ＞鳥取県文化財保護条例施行規則（平成 31 年 3 月 19 日、鳥取県規則第 20 号）

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この規則は、鳥取県文化財保護条例（昭和 34 年鳥取県条例第 50 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 章 県指定保護文化財

#### （指定書及びその附書）

第 2 条 条例第 4 条第 5 項の規定により交付する県指定保護文化財の指定書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 県指定保護文化財の員数に細目があるときは、当該指定書に様式第 2 号による附書を付さなければならない。この場合において、附書は、当該指定書の一部として取り扱うものとする。

3 前項の附書には、当該指定書の裏面にかけて割り印を押さなければならない。

#### （指定書の再交付）

第 3 条 県指定保護文化財の所有者は、指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損したときは、その再交付を受けることができる。

2 前項の規定により指定書の再交付を受けようとする者は、様式第 3 号による申請書に、その事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書を添えて知事に提出しなければならない。

#### （管理責任者の選任等の届出）

第 4 条 条例第 7 条第 3 項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、様式第 4 号による届出書により行わなければならない。

#### （所有者の変更等の届出）

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による所有者の変更の届出は、様式第 5 号による届出書に、指定書及び所有権の移転を証明する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第 8 条第 2 項の規定による管理責任者の変更の届出は、様式第 6 号による届出書により行わなければならない。

3 条例第 8 条第 3 項の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、様式第 7 号による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出が所有者に係るものであるときは、指定書を添えなければならない。

#### （滅失、毀損等の届出）

第 6 条 条例第 9 条の規定による滅失、毀損等の届出は、様式第 8 号による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出が毀損に係るものであるときは、写真又は見取図その他毀損の状態を示す書類を添えなければならない。

#### （所在の場所の変更の届出）

第 7 条 条例第 10 条本文の規定による所在の場所の変更の届出は、様式第 9 号による届出書により行わなければならない。

#### （所在の場所の変更の届出を要しない場合等）

第 8 条 条例第 10 条ただし書の規定により所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

（1）条例第 10 条の規定による届出を行って所在の場所を変更した後、当該届出書に記載した指定書記載の場所に復する時期において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

（2）条例第 11 条第 1 項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

（3）条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のために所在の場

所を変更しようとするとき。

(4) 条例第 14 条第 1 項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)のために所在の場所を変更しようとするとき。

(5) 条例第 15 条第 1 項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

(6) 条例第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による勧告又は命令を受けて行う出品のために所在の場所を変更しようとするとき。

(7) 第 2 号から第 6 号までに掲げる所在の場所の変更を行った後、変更前の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

(8) 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更が 30 日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

2 条例第 10 条ただし書の規定により所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。この場合において、所在の場所を変更した後にする届出は、様式第 9 号による届出書により、その変更した日から 20 日以内に行わなければならない。

(現状変更等の許可の申請)

第 9 条 条例第 14 条第 1 項の規定による現状変更等の許可の申請は、様式第 10 号による申請書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

(1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図

(2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

(3) 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料

(4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

(5) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書

(着手及び終了の報告)

第 10 条 条例第 14 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。ただし、条例第 11 条第 1 項の規定による補助金の交付を受けて行う修理に係る現状変更等については、この限りでない。

2 前項の規定による終了の報告書には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第 11 条 条例第 14 条第 2 項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 県指定保護文化財が毀損している場合において、県指定保護文化財としての価値に影響を及ぼすことなく当該県指定保護文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

(2) 県指定保護文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(修理の届出等)

第 12 条 条例第 15 条第 1 項の規定による修理の届出は、様式第 11 号による届出書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

(1) 修理の設計仕様書及び設計図

(2) 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

2 前項の届出書又は同項各号に掲げる書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

3 条例第 15 条第 1 項の規定により修理の届出を行った者は、当該届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

### 第3章 県指定無形文化財

(認定書の交付)

第13条 知事は、条例第19条第2項又は第4項の規定により保持者又は保持団体を認定したときは、保持者又は保持団体に様式第12号による認定書を交付しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の認定書の再交付について準用する。

(保持者の氏名の変更等の届出)

第14条 条例第21条の規定による保持者の氏名の変更等の届出は、様式第13号による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出が次条第2号に掲げる事項に係るものであるときは、医師の診断書を添えるものとする。

(保持者に関し届出を要する事由)

第15条 条例第21条の規則で定める事由は、次に掲げる場合とする。

(1) 保持者が芸名、雅号等を変更したとき。

(2) 保持者について、その保持する県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。

### 第4章 県指定有形民俗文化財

(指定書及びその附書)

第16条 条例第25条第2項において準用する条例第4条第5項の規定により交付する県指定有形民俗文化財の指定書は、様式第14号のとおりとする。

2 前項の指定書には、様式第15号による附書を付することができる。この場合において、附書は、当該指定書の一部として取り扱うものとする。

3 前項の附書には、当該指定書の裏面にかけて割り印を押さなければならない。

(現状変更等の届出)

第17条 条例第27条第1項の規定による現状変更等の届出は、様式第16号による届出書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

(1) 現状変更等の設計仕様書、設計図又は計画書

(2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

(3) 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料

(4) 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

(5) 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

2 前項の届出書又は同項各号に掲げる書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

(準用規定)

第18条 第3条から第8条まで及び第10条の規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

### 第5章 県指定史跡名勝天然記念物

(標識等の設置の基準等)

第19条 条例第32条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 標識は、石造(特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他の材料)とし、鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物の別及び名称、鳥取県の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)、指定年月日並びに建設年月日を彫り、又は記載すること。

(2) 説明板には、前号に規定する事項、指定の事由、説明事項、注意事項その他必要と認められる事項を平易な表現を用いて記載すること。

(3) 境界標は、石造又はコンクリート造とし、13センチメートル角の4角柱で地表からの高さは30センチメートル以上とし、上面には指定地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界及び鳥取県の文字を彫ること。

(4) 前3号に定めるもののほか、標識、説明板、境界標、囲いその他の施設は、県指定史跡名勝天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するように設置すること。

(土地の所在等の異動の届出)

第20条 条例第33条の規定による土地の所在等の異動の届出は、様式第17号による届出書により行わなければならない。この場合において、地番、地目又は地積の異動が分筆によるときは、当該土地に係る登記簿の謄本及び登記所に備えられた地図の写本を添えなければならない。

(現状変更等の許可の申請)

第21条 条例第34条第1項の規定による現状変更等の許可の申請は、様式第18号による申請書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

(1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図

(2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図

(3) 現状変更等に係る地域の写真

(4) 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料

(5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

(6) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

(7) 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

(維持の措置の範囲)

第22条 条例第34条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、県指定史跡名勝天然記念物としての価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後に現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

(2) 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(準用規定)

第23条 第4条から第6条まで、第10条及び第12条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

## 第6章 県選定文化的景観

(選定の申出)

第24条 条例第35条の2第1項の規定による県選定文化的景観の選定の申出をしようとする市町村は、選定の申出に関し、あらかじめ県選定文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者(管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下「所有者等」という。)の同意を得て、様式第19号による申出書に次に掲げる図面、写真及び資料を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 選定の申出に係る文化的景観(以下「文化的景観」という。)の位置及び範囲を示す図面

(2) 文化的景観の概況を示す写真

(3) 文化的景観に係る規制に関する書類

(4) 所有者等の同意を得たことを証する書類

(5) その他参考となるべき資料

(滅失又は毀損の届出)

第 25 条 条例第 35 条の 4 の規定による滅失又は毀損の届出は、様式第 20 号による届出書に、滅失又は毀損の状態を示す写真及び図面を添えて行わなければならない。

(滅失又は毀損の届出を要しない場合)

第 26 条 条例第 35 条の 4 ただし書に規定する規則で定める場合は、県選定文化的景観の滅失又は毀損が次に掲げる行為による場合とする。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為、県指定保護文化財等知事の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
- (2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 2 号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第 18 号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）
- (3) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条に規定する緑地保全地域、同法第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区又は同法第 55 条第 1 項に規定する市民緑地（緑地保全地域又は特別緑地保全地区内にあるものを除く。）内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

(現状変更等の届出)

第 27 条 条例第 35 条の 6 第 1 項の規定による現状変更等の届出は、様式第 21 号による届出書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
  - (3) 現状変更等に係る地域の写真
  - (4) 現状変更等を必要とする事由を証明するに足る資料があるときは、その資料
- 2 前項第 2 号の実測図及び同項第 3 号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
- 3 第 1 項の届出書又は同項各号に掲げる書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第 28 条 条例第 35 条の 6 第 1 項ただし書に規定する現状変更について届出を要しない維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) 県選定文化的景観が毀損している場合において、県選定文化的景観としての価値に影響を及ぼすことなく当該県選定文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- (2) 県選定文化的景観が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

(3) 県選定文化的景観の一部が毀損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(所有者の変更等の届出)

第 29 条 条例第 35 条の 8 において準用する条例第 8 条第 1 項の規定による所有者の変更の届出は、様式第 22 号による届出書に、所有権の移転を証明する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第 35 条の 8 において準用する条例第 8 条第 3 項の規定による所有者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、様式第 23 号による届出書により行わなければならない。

## 第 7 章 県選定伝統的建造物群保存地区

(選定の申出)

第 30 条 条例第 36 条第 1 項の規定による県選定伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町村は、様式第 24 号による申出書に次に掲げる図面、写真及び資料を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 選定の申出に係る伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の位置及び範囲を示す図面

(2) 保存地区の保存計画に係る図面

(3) 保存地区の概況を示す写真

(4) その他参考となるべき資料

## 第 8 章 県選定保存技術

(準用規定)

第 31 条 第 13 条から第 15 条までの規定は、県選定保存技術について準用する。

## 第 9 章 雑則

(保護台帳)

第 32 条 知事は、文化財保護台帳を備え、必要な事項を記入しておかななければならない。

## 附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

---

## <Ⅲ>鳥取県文化財保護審議会条例（昭和 50 年 12 月 20 日、鳥取県条例第 38 号）

(設置)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 190 条第 2 項の規定に基づき、鳥取県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。(平 18 条例 4・平 31 条例 10・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する。(平 31 条例 10・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 23 人以内で組織する。(昭 59 条例 28・平 15 条例 35・平 18 条例 38・一部改正)

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平 31 条例 10・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会は、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前 2 条の指定は、部会の運営について準用する。

(専門委員)

第 8 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平 31 条例 10・一部改正)

(雑則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和 51 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年条例第 28 号)抄

1 この条例は、昭和 59 年 11 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(4) 第 34 条の規定 昭和 61 年 2 月 1 日

附 則(平成 15 年条例第 35 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に増員により任命される鳥取県文化財保護審議会の委員の任期は、改正後の鳥取県文化財保護審議会条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年 1 月 31 日までとする。

附 則(平成 18 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 38 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 2 条の規定による改正後の鳥取県文化財保護審議会条例(以下「新条例」という。)第 3 条に規定する委員の定数の異動により新たに任命する委員の任期は、新条例第 4 条第 2 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則(平成 31 年条例第 10 号)抄

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項第3号に掲げる文化財の保護に関する事務（以下「移管事務」という。）について鳥取県教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に移管事務に関して鳥取県教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日までに処分その他の行為がなされていないものについては、知事に対して申請その他の行為が行われたものとみなして、知事が処分その他の行為を行う。

#### <IV> 鳥取県文化財保護審議会委員・専門委員一覧

鳥取県文化財保護審議会委員一覧（任期：令和2年3月1日～令和4年2月28日）

委員名	所属	専門分野	備考
半田 昌之	公益財団法人日本博物館協会専務理事 (兼) 事務局長	産業技術史、博物館学	
大元 鈴子	鳥取大学准教授	フードスタディーズ	
尾崎 麻理子	元鳥取民藝美術館学芸員	民芸	
長谷川 博史	島根大学教授	日本中世史	
門脇 むつみ	大阪大学准教授	日本美術史、中近世絵画史	
松岡 久美子	近畿大学准教授	日本彫刻史	
玉井 哲雄	生活史研究所研究部長	都市史	
金澤 雄記	国立米子工業高等専門学校准教授	建築史	
小林 久高	島根大学准教授	木造建築構法	
中川 あや	奈良国立博物館主任研究員	考古学	
中井 均	滋賀県立大学教授	考古学	
高橋 知奈津	奈良文化財研究所研究員	庭園	
菅森 義晃	鳥取大学講師	地質学	
前迫 ゆり	大阪産業大学教授	生態・環境	
太田 英利	兵庫県立大学教授	動物系統分類学	
山本 志乃	旅の文化研究所研究主幹	民俗文化財	
小林 光一郎	横浜市歴史博物館学芸員	民俗文化財	
石崎 泰之	山口県立萩美術館・浦上記念館副館長	工芸	
嶋田 喜朗			公募

鳥取県文化財保護審議会専門委員（任期：令和2年3月1日～令和4年2月28日）

委員名	所属	専門分野	備考
高田 健一	鳥取大学教授	考古学	
永松 大	鳥取大学教授	植物生態学	
金子 賢治	茨城県陶芸美術館館長	工芸	

<Ⅴ>鳥取県文化財指定・選定基準（平成23年7月21日鳥取県教育委員会事務局文化財課長決裁）

保護文化財の指定基準、無形文化財等の指定基準、有形民俗文化財の指定基準、無形民俗文化財の指定基準、史跡名勝天然記念物の指定基準、文化的景観の選定基準、伝統的建造物群保存地区の選定基準、保存技術の選定基準、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準を次のように定める。

（1）保護文化財の指定基準

（絵画、彫刻の部）

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの
- 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で我が県の文化にとって特に意義のあるもの

（工芸品の部）

- 1 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 2 我が県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品で我が県の工芸史上特に意義深く、密接な関連を有するもの

（書跡、典籍の部）

- 1 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、書道史上の代表と認められるもの又は我が県の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち写本類は、和書、漢簿、仏典及び洋書の原本又はこれに準じる写本で我が県の文化史上貴重なもの
- 3 典譜類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が県の文化史上貴重なもの
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で我が県の文化にとって特に意義のあるもの

（古文書の部）

- 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が県の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で我が県の歴史上特に意義のあるもの

（考古資料の部）

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 5 渡来品で我が県の歴史上貴義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

（歴史資料の部）

- 1 政治、経済、社会、文化等我が県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 2 我が県(市町村)の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 3 我が県(市町村)の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝

存し、学術的価値の高いもの

#### 4 渡来品で我が県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

(建造物の部)

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(橋梁、石塔、鳥居等)の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

(2) 無形文化財等の指定基準

#### ◎無形文化財の指定基準

(芸能関係)

##### 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの

##### 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

(工芸技術関係)

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

#### ◎無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

(芸能関係)

保持者

- 1 無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者
- 2 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 3 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

(工芸技術関係)

保持者

- 1 無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 3 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

### (3) 有形民俗文化財の指定基準

1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (2) 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
- (4) 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (5) 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (6) 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (10) 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 生活階層の特色を示すもの
- (5) 職能の様相を示すもの

3 他民族に係る前二項に規定する有形の民俗文化財はその収集で、我が県民の生活文化との関連上特に重要なもの

### (4) 無形民俗文化財の指定基準

1 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの

- (1) 由来、内容等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

3 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 技術の発生又は成立を示すもの
- (2) 技術の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

### (5) 史跡名勝天然記念物の指定基準

(史 跡)

次に掲げるもののうち我が県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

1 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡

- 2 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 5 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 6 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 7 墳墓及び碑
- 8 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 9 外国及び外国人に関する遺跡

(名 勝)

次に掲げるもののうち我が県の優れた国土美として欠くことができないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優雅なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

(天然記念物)

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が県の自然を記念するもの

- 1 動物
  - (1) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
  - (2) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
  - (3) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
  - (4) 日本に特有な畜養動物
  - (5) 家畜以外の動物で海外より我が県に移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
  - (6) 特に貴重な動物の標本
- 2 植物
  - (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
  - (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
  - (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
  - (4) 代表的な原野植物群落
  - (5) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
  - (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
  - (7) 洞穴に自生する植物群落
  - (8) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘇苔類、微生物等の生ずる地域
  - (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
  - (10) 著しい植物分布の限界地
  - (11) 著しい栽培植物の由生地

(12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

### 3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衝上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈殿物
- (9) 風化並びに侵蝕に関する現象
- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (11) 氷雪霜の営力による現象
- (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

### 4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の地域（天然保護区域）

#### (6) 文化的景観の選定基準

1 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が県民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

- (1) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- (2) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- (3) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- (4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
- (5) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- (6) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- (7) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
- (8) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

2 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が県民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

#### (7) 伝統的建造物群保存地区の選定基準

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの

- 1 伝統的建造物群保存地区が全体として意匠的に優秀なもの
- 2 伝統的建造物群保存地区及び地割りが良く旧態を保持しているもの
- 3 伝統的建造物群保存地区及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

#### (8) 保存技術の選定基準

##### 第一 選定保存技術の選定基準

(有形文化財等関係)

1 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの(次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。)で保存の措置を講ずる必要のあるもの

2 有形文化財の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

(無形文化財等関係)

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち

芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

## 第二 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準

保持者

選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

保存団体

選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

### (9) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

- 1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
  - (1) 由来、内容等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
  - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
  - (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
  - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
  - (3) 地域的特色を示すもの
- 3 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
  - (1) 技術の発生又は成立を示すもの
  - (2) 技術の変遷の過程を示すもの
  - (3) 地域的特色を示すもの
- 4 無形の民俗文化財のうち前3項には該当しないが、県指定有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの
- 5 我が県民以外の人々に係る前各項に規定する無形の民俗文化財で我が県民の生活文化との関連上特に重要なもの

---

## <VI>鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、文化財の保存及び保護を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1)同表の第2欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)
- (2)同表の第3欄に掲げる者(以下「間接補助事業者」という。)が行う補助事業(以下「間接補助事業」という。)について、本補助金の額以上の額(別表の第1欄の(3)の⑤、(5)の④及び(7)の⑤に掲げる補助事業にあっては、全事業費の45パーセントに相当する額)の補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助事業に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和

25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。) を除く。) から次に掲げる額を控除した額に、同表の第 2 欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

(1) 国の補助金の交付を受ける事業 (以下「国庫補助事業」という。) については、当該国の補助金の額

(2) 地方債を充当する事業については、当該地方債の元金償還に係る地方交付税措置に相当する額

3 前項によって得られた額に千円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

4 補助事業者及び間接補助事業者は、鳥取県産業振興条例 (平成 23 年 12 月鳥取県条例第 68 号) の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、地域振興部文化財課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 文化財の管理責任者が補助事業を実施する場合は、様式第 5 号による文化財所有者の同意書を添付するものとする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額 (以下「仕入控除税額を含む額」という。) の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として 20 日 (国庫補助事業については、地域振興部長が補助事業を行う者からの国の補助金の交付の申請を進達してから、交付の決定を行った旨の通知を受けるまでの日数に 20 日を加えた日数) が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。

3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額 (変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第 6 条 第 3 条第 1 項第 2 号に規定する間接補助金を交付する市町村は、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定 (これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。) に準じた内容の条件を付さなければならない。

第 12 条 (第 4 項を除く)、第 13 条、第 14 条、第 16 条第 2 項後段、第 17 条、第 25 条及び第 26 条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	間接補助金を交付する市町村
	様式第 2 号による	間接補助金を交付する市町村が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第 3 号による	間接補助金を交付する市町村が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1)補助事業に係る本補助金の増を伴う変更
- (2)補助事業に係る補助対象経費の配分の変更のうち、いずれか低い額の20%を越える増減を伴う変更
- (3)補助事業に係る補助対象経費の総額の10%を越える減を伴う変更
- (4)補助事業の目的又は仕様に及ぼす影響が大きい変更
- (5)間接補助金の減を伴う変更

2 第5条第1項の規定は、前項の規定について準用する。この場合において、同項中の「国の補助金の交付」とあるのは「文化庁長官への当該変更等の承認」、「交付の決定」とあるのは「承認」とそれぞれ読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 間接補助金を交付する市町村は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 間接補助金を交付する市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1)間接補助事業に係る本補助金の増を伴う変更
- (2)間接補助事業に係る補助対象経費の配分の変更のうち、いずれか低い額の20パーセントを越える増減を伴う変更
- (3)間接補助事業に係る補助対象経費の総額の10パーセントを越える減を伴う変更
- (4)間接補助事業の目的又は仕様に及ぼす影響が大きい変更
- (5)間接補助事業の中止及び廃止

(指示の報告)

第9条 間接補助金を交付する市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1)規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2)規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に

対応する額を県に返還しなければならない。

(提出書類の経由)

第 11 条 補助事業者が規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、補助事業の対象となる文化財等が所在する市町村の文化財保護部局を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第 12 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項及び災害復旧等のため緊急に行われる事業に係る本補助金の交付について必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 11 年 9 月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 7 月 17 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 8 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 3 月 23 日から施行する。ただし、施行日より前に交付決定した補助事業については、なお従前の例による。

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行し、平成 29 年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成 30 年 3 月 15 日から施行し、平成 30 年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業 <sup>※1</sup>		2 補助事業者・補助率		3 間接補助事業者
		市町村	所有者等 <sup>※4</sup>	
(1) 埋蔵文化財	①分布調査	1/2	-	-
	②緊急発掘調査	1/2	-	-
	③出土遺物保存修理	1/3	-	-
	④上淀廃寺跡・三徳山・大山重要遺跡緊急発掘調査	2/3	-	-
	⑤保存活用整備	1/2	-	-
(2) 史跡名勝 天然記念物	①保存対策調査	1/5	-	-
	②保存活用計画策定	1/5	-	-
	③買上げ	1/3	-	-
	④保存処理	1/3	1/2	-
	⑤保存施設	1/3	1/2	-
	⑥保存活用整備（計画策定を含む）	1/3	1/2	-
	⑦管理 <sup>※2</sup> ・運営	-	1/2	-
(3) 美術工芸品	①保存対策調査	1/5	-	-
	②保存修理	1/3	1/2	-
	③保存施設	-	1/2	-
	④管理 <sup>※2</sup>	-	1/2	-
	⑤緊急防災・防犯対策 <sup>※3</sup>	-	1/2	-
		20/45	-	所有者等 <sup>※4</sup>
(4) 伝統的 建造物群	①保存対策調査	1/5	-	-
	②修理、修景	1/3	-	所有者等 <sup>※4</sup>
	③防災施設	1/3	-	所有者等 <sup>※4</sup>
	④土地、建物買上げ	1/3	-	-
	⑤設計監理	1/3	-	所有者等 <sup>※4</sup>
	⑥公開活用	1/3	-	所有者等 <sup>※4</sup>
(5) 建造物	①保存修理	1/3	1/2	-
	②防災施設	1/3	1/2	-
	③管理 <sup>※2</sup>	-	1/2	-
	④緊急防災・防犯対策 <sup>※3</sup>	-	1/2	-
	⑤公開活用	1/3	1/2	-
		20/45	-	所有者等 <sup>※4</sup>
(6) 無形文化財	①保存施設	-	1/2	-
	②公開	-	1/2	-
	③伝承	-	1/2	-
(7) 民俗文化財	①保存対策調査	1/5	-	-
	②保存修理	-	1/2	-
	③防災施設	-	1/2	-
	④記録作成	1/3	1/2	-
	⑤緊急防災・防犯対策 <sup>※3</sup>	-	1/2	-
	⑥公開活用	1/3	1/2	-
		20/45	-	所有者等 <sup>※4</sup>
(8) 文化的景観	①調査	1/5	-	-
	②保存計画策定	1/5	-	-
	③修理、修景	1/3	-	所有者等 <sup>※4</sup>
	④防災施設等	1/3	-	所有者等 <sup>※4</sup>
	⑤普及・啓発	1/3	-	-
	⑥設計監理	1/3	-	所有者等 <sup>※4</sup>

&lt;別表註&gt;

※1 補助対象経費（又は間接補助対象経費）が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工又は実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

※2 補助対象経費補助対象経費（又は間接補助対象経費）は指定文化財管理費国庫補助要領に準ずる。

※3 新規県指定のもの（平成24年度以降に指定されたものに限る）で、次に掲げる設備の設置に限る。ただし、指定告示日の属する年度の翌年度から起算して2年度以内を実施されるものであること。

①消火設備 ②自動火災報知設備 ③防犯性を高める設備

※4 文化財の所有者、管理団体、又は管理責任者をいう（市町村が該当する場合を除く）

## ＜Ⅶ＞鳥取県文化芸術振興条例（平成 15 年 10 月 14 日、鳥取県条例第 53 号）

豊かな自然と歴史に恵まれた鳥取県には、古くから先人達がはぐくんだ伝統と個性のある文化芸術や美しい風土がある。

しかるに、地域固有の伝統的な芸能等の鳥取県の独自の文化芸術は、戦後の経済優先の生活の中で、県民から徐々に忘れ去られつつあった。

こうした中、私たちは、平成 14 年に本県において開催された国民文化祭を契機として、文化芸術が私たちの生活に潤い、豊かさ、活力等を与える限りない力を持つ大切なものであることを再認識するに至った。

今こそ、県民一人一人が文化芸術を実践し、これに親しみ、触れ、これを支えていくことによって、心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力ある社会の実現に向けた取組を行っていくことが重要である。

また、文化芸術を鑑賞し、これを創造するとともに、これに対する理解及び関心を深めることは、県民すべての願いである。

ここに、私たちは、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第 2 条 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人が身近に文化芸術に触れ、かつ、親しむことができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

#### （県の責務）

第 3 条 県は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、地域における文化芸術の振興に市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施するための支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、国又は地方公共団体以外のもの（以下「民間団体等」という。）の有する人材、情報その他の能力を活用する等民間団体等との連携に努めるものとする。

#### （市町村の責務）

第 4 条 市町村は、文化芸術の振興に当たっては、県との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、地域住民一人一人が身近に文化芸術に触れ、親しみ、創造的な活動を行うことができるような施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

#### （意見の反映等）

第 5 条 県は、文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者その他の県民の意見を十分に反映するよう努めるものとする。

2 県は、県の施策の策定及び実施に当たっては、文化芸術の視点に立つて行うよう努めるものとする。

## 第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第6条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動の充実及び担い手の育成)

第7条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者及びこれらの文化芸術活動の指導者並びに文化芸術活動を担うべき団体の育成を図るため、文化芸術活動の場及び情報の提供並びに文化芸術に関する研修等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の文化芸術活動の充実)

第8条 県は、高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第9条 県は、本県の将来を担う子どもが行う文化芸術活動の充実を図り、その後継者を育成するため、子どもを対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第10条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等の文化芸術に関する教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術交流の推進)

第11条 県は、文化芸術に関する国内外の交流を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術施設の充実)

第12条 県は、文化芸術に関する公演、展示等を行うための施設（以下「文化芸術施設」という。）の充実を図るため、文化芸術施設を新たに設置する民間団体等に対し、施設の整備への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統的な芸能等の継承及び発展)

第13条 県は、本県の地域固有の伝統的な芸能及び民俗的な芸能の継承及び発展を図るため、これらの公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財の保存及び活用)

第14条 県は、有形及び無形の文化財の保存及び活用を図るため、文化財に関し、修復、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(その他の支援等)

第15条 第6条から前条までに掲げるもののほか、県は、文化芸術を振興するために必要な財政上の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第16条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

## 第3章 鳥取県文化芸術振興審議会

(設置等)

第17条 知事の諮問に応じて文化芸術の振興に関する事項を調査審議させるため、鳥取県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について、県の支援の在り方を含め、知事に意見を述べるができる。

(組織)

第 18 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 19 条 委員は、文化芸術に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 20 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 21 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第 22 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。